

議 事 日 程 (第 3 号)

平成26年12月5日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

- 議第75号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)
- 議第76号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第77号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 議第78号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第79号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第80号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第81号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第82号 平成26年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 12名

出席委員 12名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	9番	土門治明君
10番	斎藤弥志夫君	11番	堀満弥君
12番	那須良太君	13番	伊藤マツ子君

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	菅原聡君	企画課長	池田与四也君
産業課長	堀修君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	本間康弘君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	富樫博樹君	教育委員	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	高橋務君
農業委員会会長	高橋正樹君	選挙管理委員	佐藤正喜君
代表監査委員	金野周悦君		

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤源市 次長 佐藤光弥 書記 佐藤利信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（那須良太君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

委員長（那須良太君） 12月3日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されました。

何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第75号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、議第76号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第77号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第78号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第79号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第80号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第81号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第82号 平成26年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件であります。

お諮りいたします。8議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(那須良太君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) おはようございます。それでは、私のほうから質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、一般会計補正予算の8ページをお願いいたします。議第75号です、8ページお願いします。8ページの中に総務費、8の企画費の中で19節負担金補助及び交付金、移住推進空き家利活用事業補助金35万円と、あわせて9ページの空き家利活用促進事業補助金、これは家財道具処分支援60万円となっておりますが、この内容についてご説明願いたいと思います。

委員長(那須良太君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) おはようございます。それでは私から説明をさせていただきます。

移住推進空き家利活用事業補助金、これについては歳入6ページの県補助金の同額35万円事業と絡んでくるものでございます。いわば県の事業を町に導入を図りまして、空き家活用の促進を図ろうというものであります。俗に言うトンネル予算でございます。

2つ目の空き家利活用促進事業補助金60万円、家財道具処分支援、いずれもこれまで足かけ2年かけて空き家活用リフォーム事業等の移住、定住に資する取り組みをしてきたわけではありますが、その中でもろもろの課題が見えてきました。1点目の35万円事業につきましては、個人で空き家をリフォームして自分がオーナーとなって貸し出しをしたい、あるいは処分をしたい、売買をしたいといった場合に活用する、そのときにリフォームしたいとするときにこの事業を使つていただくというものでございます。借りるあるいは買うという相手方が、県外出身者と限定されますが、そして40未満、40以上というようなことでまた補助率も変わってきます。40未満のいわゆる若者対象の場合は、上限60万円の掛けるところの3分の1で20万円を補助するというものであります。これを1件分。そして40以上の方の場合は、60万円掛ける補助率が4分の1で15万円、これも1件分見込んで、計35万円、2件これから実績を上げようというものでございます。町に現在持ち家リフォーム制度、持ち家住宅のリフォーム制度ございますが、これは所有者が自分の家を持ち家としてリフォームして、また引き続き居住するというものでございまして、この制度に合わないということがございまして、こういった事業をちょうど県で制度化したということがございまして、町でも導入を図りたいとするものでございます。

家財道具の処分支援につきましては、これも同様に空き家を貸し借りする際、売り買いも同じなのですが、町に一定の空き家データベースに登録をさせていただいている方は相当数おります。貸したい、売りたい、逆に借りたい、買いたいといった方がおるのですが、なかなかマッチングしない。そのマッチングしない理由の1つに、特に所有者の方が遠方の場合、なかなか自分の家に戻って家財なり、仏壇もそうなのですけれども、そういったのが残っていて処分をするというその手間暇をかけられない。お願いをしてもそこまではという話になってしまいまして、どうしても塩漬け状態が続くというケースが大半です。全国の

例を見て参考にして、こういった制度を持っているところもございまして、遊佐町でも御多分に漏れずそういう課題が惹起されてきましたので、家財道具処分支援、町が介在する形で処分のお手伝いをしようということでございます。最大40万円の2分の1補助で3件を見込んでおります。で、60万円という補正予算のお願いをするものでございます。

以上です。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そこで移住推進空き家利活用で、今年度は3月までであるわけですが、現在までことしいわゆる入居したケースがどの程度あるのか。そして家族構成はどのようになっているのか。あるいは他県からおいでになった例、場合によっては県内の例などありましたら、地域も含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つはいわゆる家財道具の処分支援の件で、内容についてはわかりました。仏壇などの処分も入っているというふうなお話がありましたが、それ以外の例えばたんすだとか、場合によっては電化製品だとかもろもろ家財道具が残っている可能性がいろいろあるのではないかなというふうにして、これは想像ですけども、想像するのですが、どの辺までの処分をお手伝いをするのか。限定20万円、40万円のうちの半分補助ですが、20万円までが限定となっているようですが、仏壇の整理まで町が支援をするのかなということについては、多少ちょっと疑問も感じるところがあるのですけれども、その辺あわせてお尋ねいたします。

委員長（那須良太君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

仏壇という印象からすると、いかにも宗教色があるようではありますが、もちろんこれは物を処分するという意味でございます。こっちの言葉でしょう抜きというのですか、そういう宗教的な儀式まで町が介在するというものではなくて、あくまでも物です。廃棄物ということで捉えていただければよろしいのかなと思います。これからどういうケースが出てくるかというのは、いろいろとまだまだ未知数なところがございしますが、まず移住、定住を促進する空き家対策をもっともっと充実させていくという意味で試行錯誤をしていきたいなと思っております。その際はもちろん節度を守って取り組んでいきたいと思っております。

これまでの移住の実績でございますが、今年度につきましては空き家対策で上げた実績になりますが、4棟、11名という実績でございます。この中には民間の不動産業者が仲介を、最終的に契約の労をとっていただいたというものも含めてそういった実績になっております。

ただ、ちょうど3日前になりますが、丸子にリフォーム事業で入居されたご家族が、身内の介護の関係が急に出てきて、本当に急だったのですが、もとの居住地に戻られたという、そういったケースもございました。これからは件数自体は、実績自体はまだそう多くないにしろ、そういった逆のケースといえますか、また戻られるだとか契約を解除するだとかというようなケースも、リスクといえますか、そういうのが出てくるというようなことを我々も学びながら取り組んでいきたいなと思っております。

ちなみに、昨年度につきましては5世帯の13人、移住等成約にまでつなげております。今年度は集落支援員がみずから事業計画を立てまして、空き家登録を20件、移住者を40名まで上げたいという目標を掲げ

てスタートしたのですが、もう少しの努力をしていかなければならないような状況にあらうかなと思っております。

以上です。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 私は空き家対策の関係で移住者が移住して入居してきた家族構成もちょっとお聞きをしたいと思ったのですが、その辺の、子供さんがいるのかいないのかも含めてお尋ねをしたいのが1点と、家財道具の件でありますけれども、仏壇も物として処分する考え方だと。そこには宗教的なものはないというふうなお話がありました。しかしながら、仏壇と言いますと、どういう形で空き家になってきたのか、その仏壇がその家の中にあるというふうなことは縁故関係、親類関係がどうなっているのかとか、少し微妙なことにもつながっていきかねないのかなと思うのです。後々に町が介入して処分した、何だというふうなことにはなりかねないのかどうか、その辺がちょっと懸念されるのですが、そこまで検討してといいますか、調査をして、いわゆる親族関係の了解を得て対応していくというふうなことなのか。それと同時にせめて仏壇に関しては、私は町がそこには介入しないほうがよろしいのではないかなというふうな感じもするのですけれども、それは大丈夫なのでしょうか。

そしてもう一つは、物というふうな形になりますと、20万円という限定があるわけですが、今例えばたんすのもの、そういう不必要なものは独自に可燃物のごみ処理場に運んで持っていくということもできるわけです。そうするとあれはキ口幾らですので、大した金額にはならないというふうになりますが、そういうところは個人ではしていただけないのかどうなのか。軽トラを持っていれば軽トラで数回運べば、1回、重さにもよりますけれども、1,000円や2,000円ぐらいの単位になるだろうなというふうにして思うのです。それが数回運んでも1万円ぐらいの範囲の中でおさまっていく可能性もあると。そこで受け付けない物もあるわけですが、それは産廃業者の場合によっては無料で引き取っていただくものもあります。ような業者もおります。場合によっては料金をいただくというふうな業者もあらうかと思いますが、特に金物、アルミ等などはやはりかなり喜んで引き受けていただけるという、私もお願いしたことありますので。そういうこともありますので、1戸当たり20万円という金額は、この辺では都会と違って車も持っている家庭も多いですので、20万円の負担を援助をするというのはかなりの大きな金額になるであらうなというふうにして私はこの処分に当たって見ております。

この間テレビでやっていました。いわゆる亡くなった家庭の、誰もいなくなった家庭の中の物処分で全て家財道具一切全て、電化製品も含めて全て処分を業者をお願いしたら40万円ぐらいだったというふうな報道がなされておりました。それはこちらと同等に考えられないなというふうにして思ったのは、車を持っておりますので独自に一定の処分もできるしなと思って見ておりましたので、その辺の40万円のうちの20万円という、どういう計算の仕方か、どういう処分の仕方か出てきたのか、ちょっと詳しくお答え願いたいと思います。

委員長（那須良太君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

まず、移住、定住をされた方の家族構成でございますが、お子さんを連れておいでになった8人家族、加えてお一人、お一人、お一人というどちらかというご年配の方の計4世帯の11名でございます。

家財道具の処分支援についてですけれども、これはもちろん我々調査の結果でございます、この積算の根拠は。全国の事例、それから実は私のごくごく身近にあった事例も参考にしております、その事例につきましては総額20万円の経費でした。その20万円というのは、非常に安価な形となったのです。再利用できるものはどんどん他に譲りながら、それから個別に処分できるものは処分をしながら、あとどうしてもという部分を専門の業者にお任せをしてといったところで、ハウスクリーニングも含めてだったので、20万円ほどになったというものでございます。そこでどんなものが、家財が出てくるかというのは、これそこそこのお宅のケースによろうかと思いますが、その事例につきましては仏壇もあったのですが、それは後々持ち出すというふうなことで別な部屋にしまっておくというふうな形になりました。処分もしていだけどもというお話の中で進めたわけではありますが、そういう形になったというものでございます。そういった事例も参考にしながら積算をしての結果でございます。

仏壇まではというふうなこと、そのご心配は十分理解できます。そういったことも含めて縁故者とのあるいは所有者とのトラブル回避というものは、当然回避をするよう努めてまいります、あくまでもこれ町が支援する立場でございますので、処分するのはその主体は申請者、所有者あるいは場合によっては納税義務者とのやりとりの中で申請をしていただくという、一定の権利を持っている方が申請の主体、処分をする主体となって経費に係る2分の1を町が支援するというものでございますので。係るお手伝いは何らかの形で町でも精いっぱいやらせていただくという形でやらせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） まず、空き家の利活用に関係で先ほど説明がありました。丸子へ入居した方が身内の介護をしなくてはならないということで戻られたというふうな説明ありました。そういうケースはこれからも可能性としてはあり得るのかなというふうにして私も感じております。実は私が、何年前の話ですが、知り合いから、これは東京にいる人でしたが、遊佐町に住みたいと。そして奥さんがいわゆる県内の人だったものですから、実家から少し離れたところの遊佐町に住みたいので、どこかいいところを紹介してほしいと言われてまして、遊佐町中を海岸線のほうから町なかから山手のほうから全域にわたりまして何度か東京から出向いてもらって、私はずっと一緒にここはどうか、ここはどうかというふうなお話をしながら紹介をして回りました。結果としては遊佐町に住んだのですが、住みましたが、新たにやはり子供のところへ戻らなければならないと。その方は家を建てましたけれども、最近その家をたまたま売り払うことができまして、別の地へ戻っていったというふうなことがありましたので、私としても大変残念だったのですが、いたし方ないなと思っていたことがありましたので、多分そういうことはあり得るのだと思うのです。

そこで、あれ350万円でしたか、リフォームをして貸し付けをした場合に、数年間でいわゆる何らかの事情によって戻らなければならないというふうになった場合には、そのリフォームをした家に入った場合、入居した場合、その場合にはそれは単純にこういうケースだからいたし方ないとするのか、それとも最低でも何年間は住んでくださいよと。町の多額のお金をかけておりますので、やっぱり簡単に数年で出てもらっては大変かなというふうな感じもするのですが、そこまで規制をするとなかなか厳しいかなというふうな感じもいたしますけれども、その辺を今後こういった場合にはどう対処をしていくのかという

ふうなことを、私は少し検討をする必要があるのではないかなというふうに思うのですが、そこをちょっと1点お尋ねをしたいと思います。

そしてもう一つ、家財道具の件ですが、今のお話を聞いておりますと、あくまでもかかった費用に対する支援だというふうに受けとめました。それはでも町の補助金を出すということはその段階でよろしいのかなというふうな私は少し感じるのです。いわゆるその権利を持っている人が一定のものは必要な人には上げたいと、あるいはお金にできるものはお金にするというふうなお話がありましたが、それはそのとおりだと思います。と思いますが、それ以外の分に対して個人から、はい、40万円かかりました。30万円かかりました。その半額を町で助成をしていただくということですので、請求いたしますで、果たしてこの問題についてこれで通るのかなというふうな感じもいたします、私は。やはり全ての、例えば衣類とかいろいろあるのではないだろうか、家庭で住んできた歴史、その家庭の中の歴史を考えると、長い年月のものにはいろんなものが積み上がっている可能性があると思うのです。そうすると、例えば衣類から何から全て、瀬戸物から何から全てのを全て事業者にお願いをして半額の助成をいただくというのは、私は町としてはやっぱりこの部分はごみとして出してくださいと。仏壇は私はちょっと疑義があるのですけれども、そういうふうな調査をして軽トラックあなた持っているのですから、この部分は酒田にある処理場へ持って行ってくださいと。そしてそれ以外の部分では対応し切れない部分については事業者にお任せざるを得ない。場合によっては高齢者の人がその対応をしなければならないということもあり得るかもしれません。それはそれで個々によっていろいろ状況は違うであろうなというふうにして思うのですが、町のお金をいわゆる税金をつぎ込むわけですので、その辺はきちんとした調査をした上での支払いに対する助成をしていくとしないと、これやっぱりおかしなことになり得ないのかなというふうにして、ちょっと私は心配いたしますので、その辺もう一度お聞かせいただきたいと思います。

委員長（那須良太君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

後段の部分は、いわば家財調査ですよね。調査という概念に当たるかどうか、もちろん町のほうではこの現場において無用な経費をかけないように、ご本人からもそして町の補助金もかからないように、それはアドバイスなりしていかなければならないと思います。相手方が遠方であったり、地元におったりということも、これもケース・バイ・ケースございますので、いずれにしてもつなぎ役を町がしていくことになろうかと思えます。物の価値、我々専門家ではございませんが、可能な範囲で有価物はちゃんと再利用していくように、いわばリサイクル、リユースに結びつけていくように最大限の努力をした上でということにはなろうかと思えます。

先ほど申し上げた事例がまさにそうだったのです。桐だんすもあって、そしてその中には我々素人から見ても大変立派な着物がびっしり入っておりました。それも即処分はもったいないねという話になって、着物屋さんを仲介をして活用できるものは活用する。お金にはならなかったのですが、そういうつなぎも、導きもしていった結果でございます。そういった事例をどんどん、どんどん積み上げて、いい方向に持っていきたいなというふうに思っておりました。

町の350万円、空き家活用リフォーム事業につきましては、町が所有者と覚書を交わしてリフォームをさせていただくというものでございます。正確にはIJUターン促進協議会でその仕事を担っております

が、リフォームした後に町と所有者と10年契約、10年の賃貸契約を結ぶのです。その後去年も下当の第1号棟につきましては、内覧会をして募集もかけましたとおり、その後に入居者を募っていくというのが基本的な形です。今回のは下当住宅につきましては、非常に理想的な形で県内の方だったのですが、4人家族、もともと旦那さんが遊佐町の方で、即空き家に目をつけてくれまして手を挙げてくれまして、募集期間を設けたのですが、その方だけでありましたので、審査会も行いましたが、その方の入居という形に即つなげていけたというものであります。これは理想的な形でございます、その方とは10年契約をしております。所有者と契約した期間内の契約ということで、即契約になりましたので、同じような期間での契約になりましたが、これからその方は遊佐にずっと住み続けたい、定着したいという方ですので、今後遊佐の住人として過ごされてくれるということを期待をしておりますが、それも未知数なわけでございます。万が一にでも仕事の関係で転出、転居ということになった場合どうかということではありますが、これ必ずしもペナルティーを設けているものではございません。あくまでも市民の民法契約あるいはアパートの賃貸借契約に係る司法の範囲での契約でございますので、その契約ののっとなってまた不動産業者の管理のもとに、そういった手続を踏んでいくというものでございます。

以上です。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） できるだけリフォームしたところに入居をしていただく場合には、やはり一定の長い期間を継続して活用していただくようお願いを、町としても入居者に対してはしていただきたいなというふうにして思います。

家財道具の件であります、先ほどの企画課長のお話は多分着物の件に関しては身近な人の話なのかなというふうにして聞いておりました。私は、今自分のことを申し上げて大変申しわけないのですが、私は28年間の議員活動の中のさまざまな書類が山ほどありました。これは自分が歩んできた道のりのものの書類ですので、処分することについては大変胸が痛みました。でもやっぱりけじめをつけなければならないというふうなことで、5年分を残して忍びがたかったのですが、処分をしました。衣類あるいは小屋も半分ずつ処分、たんす、大きな茶たんす、そういうものを自分で処分しなければ後々に迷惑がかかると思って、処分できるものは元気なうちに処分をしたいというふうにして、自分で可燃物になるものは全部、車に入らないものはのこぎりで切ってもらって、そして処分をしました。やはり自分の生きてきた歴史を捨てるというのは大変つらいものがあるかと思うのですが、やはり元気なうちにそういうことは、積みも積もっておかないで、そういうことはいつ必要時代なのかなというふうにして私は思っています。ですので、最低限やっぱりそういうところを、ごみに関してまで、少し努力をすればきちんと持って行って安い金額で引き取ってもらえるというふうなところがあるわけですので、例えば衣類だとかそういうものならばいわゆる町のごみ収集に袋に詰めて処分することができるわけですが、ごみステーションへ持って行って。そういうところはやはりお金を出すのではなくて、自助努力でもらうというのが私は基本であろうというふうにして思うのです。その辺の自助努力でやっていただくもの、これはできないものとして、町としては区分けをして最低限の助成をするというのが私は基本ではないかなと思うのですが、そのことをお尋ねいたします。

委員長（那須良太君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

最後に基本という言葉を使われましたが、全くそのとおりだと思います、基本はそうだと思います。歴史があるということ、大切にしているということ、ひよっとしたら魂が込められているというものもあるかと思いますが、それぞれの思いがあるかと思いますが、一方で全く逆のケースもあるのです。最近断捨離生活という言葉がありますとおり、とにかく全て処分したいと、ゼロにしたいという方も中にはおりますので、これまた思いがケース・バイ・ケースでございます。そこに我々きめ細やかに対処していかなければならないのだというふうに思っております。もちろん自助努力も促していくというものでございます。幸いこの仕事に関しましては「Jリターン促進協議会」の中に空き家利活用部会という部会を組織をして、この中に集落支援員お二人と、それから建設業組合、そして不動産業界から2名というふうな形で専門家、いわばその道の専門家からも入ってもらっております。そしてその皆さんはお一人お一人が非常に広いネットワークを持っているということもありまして、先ほど来挙げています事例の中でも皆さんのネットワークを駆使して使うものは使う、処分するものは処分する、上げるものは上げるみたいな形で仕分けをしてそのような結果、金額も含めてですけれども、なったというものでございます。

その事例に学びながらのこれから取り組んでいくという方針には変わりはないわけではありますが、ただ最終的には先ほど申し上げたとおり、その事業、処分をする主体はご本人でございます。町がそれを支援すると。そしてそれに必要なかわりを持っていくということでございますので、最終の最終は自己判断、自己責任の世界でということを取り扱っていくことになろうかと思っております。そのための最終的なその詰めも含めてきめ細やかな指導、きめ細やかな対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） この件で45分以上使ってしまったわけでありましてけれども、ぜひ衣類等については自分で処分してくださいと。陶器等はいわゆる月に1回の捨てる、ステーションに持っていく日があるわけです、赤い袋に入れて。ですので、できることは親類縁者でやっていただけるものはやっていただきたい。そこで対応できないものについては町が支援をしますよというふうな形を私はぜひとっていただきたいというふうにして要望しておきたいと思っております。

次に入りますが、9ページに同じく企画費です。償還金利子及び割引料、これ23節ですが、ここに197万4,000円、補助金等返還金、これは何の返還金なのかお尋ねいたします。

委員長（那須良太君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

ポストパッケージ事業と言っている事業なのですが、これまでパッケージ事業、そしてその後にポストパッケージ事業、今現在実践事業に取り組んでおるブランド推進協議会の事業の中のものであります。国の監査がありまして、ポストパッケージ事業、平成22年度から24年度まで取り組んだのですが、その中での耕作くん販売促進経費、それから特産品のブラッシュアップ助成、この2項目につきまして委託事業にふさわしくない用途があるという指摘を受けまして、耕作くんの販売促進経費につきましては144万5,019円、特産品ブラッシュアップ助成事業につきましては52万8,495円、合わせて197万4,000円、国の委託費を返還するものでございます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 要するに事業の販売促進ということは宣伝経費かなというふうにして受けとめたわけですが、この経費をいわゆる補助事業としては認めないというふうなことだと思うのですが、22年から24年までの期間の分だというふうにして説明がありました。これなぜ単年度で国の監査で指摘を受けなかったのか。なぜ今回数年分の指摘を受けたのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

委員長（那須良太君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

国の委託事業につきましては、毎年毎年、年3回の指導監査入っております。ですから、22年度から24年度までこの3カ年、実施期間中も指導を受けておりました。もちろんその際は特段の指摘も受けていなかった。そもそも構想書というものをつくって、企画書のようなものですが、つくって、こういった事業に取り組みますよという構想書をもって認可申請をして採択を受けたという事業で、我々は何ら疑いもなく取り組んできたものでございました。昨年度から今年度にかけてということなのですが、担当者も新しくなったということもひょっとしたらあるのかもしれませんが、かもです。それから、今の3つ目の実践事業に取り組む中でひしひしと感じているのですが、国の指導が非常に厳しくなっているというところがあります。これも推測の域を出ませんが、手探りで国のほうも町に委託事業を委託してきたというようなこと、回を重ねるごとにスキルアップといいますか、監視の目も含めて厳しくなってきたのだというふうにつえております。その一環でたまたまとしか言いようがないような感もあるのですが、最近でき上がってきた実践型地域雇用創造事業の事例集というものが、冊子のこれは抜粋なのですが、国でこれを作成するに当たってぜひ遊佐さんの事例を紹介させてもらいたいというようなことで、自信を持ってこれまで取り組んできた3カ年事業の情報を提供したところ、おやつという話になったのだそうです。何となく理不尽な感じはするのですが、一つ一つ事例が上がりました。例えば耕作くんの販促事業の話ですが、ポスターだとかのぼり、エプロンの制作費、これはちょっとポストパッケージ事業にはふさわしくないのではないですかということ、それぞれのものがそうなのですが、ということで、8月に正式に返してくださいという話になりました。

これ以上申し上げるもの何もありません。以上です。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） また私の体験を申し上げるのはちょっとつらいところもあるのですけれども、時間もありませんので。でもちょっとここで申し上げておきたいと思います。

実は県に対していろいろあることで相談をしました、県職員に対して。そして県から答えたのは、私は何かは話しませんが、このように法律がなっていますので、県の言うとおりに対応しますというふうな話があったのです。それで私はそれに対して、内容が漠然としているから理解しにくいとは思いますが、いつか機会がありましたら、議場でお話をしたいと思います。今回はお話しはいたしません、中身については。そして私はこれはちょっとおかしいのではないかと改めて徹底的に調査をしました。そして法律は県が私にこういうふうになっていますというふうな話とは違っておりました、最終的に。そして県は今までのお話をしてきたことは全てリセットしてくださいと。間違っていたのですかと、いやいやリセットしてくださいと言われました。私は県会議員ではありませんので、それ以上は追及はしませんでした。

けれども、実害もまだそこそくないような形でありましたので、それ以上追及しませんでしたけれども、県の担当職員が法律を逸脱をしていたというふうなことがわかりました。ですから、今このケースをお聞きをしまして、私は後から国の監査でこういう指摘を受けて返してくださいと言われたものであれば、これは町としてなぜ3年間も放置をして、今ごろお金を返しなさいというふうなことについて、先ほど課長もおっしゃっていましたね、理不尽を感じるというふうなお話がありましたので、これは私は徹底的な調査をすべきだと思いますので、ぜひ3年前にこれをするときには多分問題がなかったというふうなことで進めてきたのだらうと思いますので、197万円ですよ、約200万円のお金です。これを使ってしまってから返しなさいなどは使う前に言いなさいよと言いたいところですが、普通なら使ったから金がありませんから返せませんで、民間なら済むかもしれませんが、行政はなかなかそうはいかないところがあるかと思いますが、でももう一度申し上げますが、これについてはどこがどのように間違っていたのか、最初の段階でどうだったのかと、徹底的な調査を私はお願いしたいと思いますので、そのことを伺います。伺って終わります。

委員長（那須良太君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

今お求めありましたとおり、もう一度調査をさせていただきたいと思います。ただ、一つだけ、国は国で補助要綱あるいは委託契約の条項にのっとってということで、それに照らし合わせてということでありますので、委託権限者の立場でのそういう措置をとったということで、その点をもう一度しっかりと確認をさせていただいた上で、確かなところでの返還に応じるという対応をしたいと思います。

以上です。

委員長（那須良太君） これで13番、伊藤マツ子委員の質疑は終了いたしました。

1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） それでは、私のほうからも若干質問させていただきます。

12ページ、農林水産業費、農業費、目、農業振興費、節、負担金補助及び交付金、この中に米価下落対策支援事業補助金50万円が計上されております。この事業の事業内容についてご説明願います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

今回補正をさせていただきました米価下落対策につきましては、農家に対する直接の支援ということではございませんで、遊佐産米の消費拡大につなげたいという趣旨で補正をさせていただきました。来年4月からふるさと納税のお返しとして、遊佐産米と表示をしたパッケージのお米をお返しをしたいということに対するデザイン料、あともう一点は宣伝用の給付米、これ2合の包みになると思いますけれども、そのパッケージもあわせて作成したいということで、JA遊佐支店への補助ということになります。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ私も家業が米穀店でありますので、遊佐で遊佐の米屋が遊佐の米を販売するときに、なかなか遊佐産何とか米では売り出せないのです。これはJA庄内みどり含めて経済連の組織として庄内全域の米を一括に買い上げて、集荷から出荷に関して管理しているものですから、遊佐産ササニシキ、遊佐産はえぬきという名称を打ち出せないわけです。出せないのが現状だったわけです。今回ふる

さと納税のいわゆる贈答用として、いわゆる遊佐産という名称を用いることができるようになったというのは、ひとつ風穴があいたのではないかなとは思いますが、今お話聞いてみると、これはふるさと納税、来年の4月からふるさと納税としての贈答品用としていわゆる遊佐産の米というパッケージをつくるという事業への町としての補助金であるみたいですが、この取り組み、多分JA庄内みどりさんで取り組んでいることなのだと思うのですが、このパッケージ事業、総額幾らであって、総額幾らに対して遊佐町は何%の負担で50万円という算出になったのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

総額幾らという試算はJAのほうから伺っておりませんが、今ふるさと納税でお返しをしている米につきましては、5キロパックとあと10キロパックという2種類でお返しをしてお聞きしております。基本その代替に遊佐産という形になるかとは思いますが、そこは今JAのほうで現在詰めておりますので、現実には何キロ用の袋になるかは今検討中ということでございます。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） わかりました。しかし、これは遊佐ブランドの推進という部分で、遊佐の農産物の中でやっぱりトップの量というか、やっぱり量的には、出荷額的にはやはりお米が一番なのだと思います。その一番出荷額を多く占めるところの遊佐の米を、今までとは違って遊佐産という名称をつけることができるというのは、遊佐ブランドの推進にとっては非常に大きい一歩だと思うのですが、これはJA庄内みどりのこれからの取り組みになるのでしょうかけれども、やっぱり自治体の名称を打ち出してパッケージ化して、そしてそれをふるさと納税だけではなくて、ふだん販売できるお米として、遊佐だったら遊佐という名称を使えるような取り組みまで持っていただければ、非常にありがたいことだと思うのですが、その取り組み状況、これはJAさんがやっていることですので、町としての考えというのなかなか厳しいかもしれませんが、見解を、今後の展望みたいなものをお聞かせ願えればありがたいと思います。

委員長（那須良太君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実はふるさと納税、確かに米価が物すごく下がって8,500円ショックで、本当に大変ですが、ふるさと納税のお返しに何とか遊佐の名前をのつけられないものだろうかというのが大体スタートでございました。そしたら共同開発米部会のほうでそれチャレンジしてみようという話になりましたけれども、実は酒田市でも酒田の黒びょうせん米というのは、もう酒田市でとれたお米という形で既に流通をさせております、特にふるさと納税等にはそれが非常に人気があるというお話も伺っておりますので、共同開発米だけではだめですよと、やっぱり遊佐支店の了解とJA庄内みどり合併して20周年になりました。まさに以前は遊佐米で売れたわけですが、それが庄内みどりという同じ単位の中ではそれがやれなかった。その中でやっぱり何とか遊佐米の旗印をひとつつくりたかったという思い、生産者の共同開発米部会と町との思いが一致をした。だけれども、最終的にはやっぱりJA庄内みどりの本体の了解をとっていただかなければ、それはだめですよというお話を申し上げて、その中で合意ができたものではないかと思っております。

本当に20年間遊佐米というブランドを出せなかった、非常に苦しみはあったわけですが、こんな

形でふるさと納税に応える形からスタートできるということは、非常にありがたいと思いますし、今黒びょうせん米という酒田米というのが一方で出しているわけですから、逆に言えばそれと同じ意味で遊佐米も町内で発信できるという理解を庄内みどり全体の中からも浸透していただければ、我が町の、酒田で遊佐米というブランドは非常に高く売れるという話も聞きます。特に安全、安心のお米ではやっぱり遊佐米がナンバーワンだというお話、庄内みどり管内でもそれはお話は伺っておりますので、その一つのきっかけとして次につなげる行動、やっぱり生産者とともに取り組んでいかなければならない、このように思っております。

ただし、庄内みどり全体でやっぱり了解してもらおうということがないと、ただ町だけで、思いだけでやってしまつては全体に迷惑をかける、ということはなかなか難しいであろうと思いますけれども、第一歩を踏み出させていただきたい、このように思っています。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 町長、今おっしゃったとおりなのだと思います。遊佐のいわゆる米作技術、米作への取り組みというのは庄内の中でも先進的な地域だと思いますし、遊佐の米のおいしさというのは他自治体には大きい声では言えませんけれども、非常に人気がある。しかし、遊佐という名称を冠に掲げた米の販売というのが今までできなかった。しかし、酒田あたりの夢の倶楽あたりに行くと、町長がおっしゃったように黒びょうせん酒田米という米が展示されている。やはりそういうふうにならば販売できるレベルまでこの運動というか、この施策は進めなければいけないことだと思いますので、何せ先ほども言いましたように、庄内みどりで取り組んでいかなければいけない事業ではありますが、行政としてもやはり求めていく、遊佐のブランドの確立、遊佐の特産品の中核としての遊佐産米というブランド化に向けてぜひ進めていっていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。これは12ページ、農林水産業費、林業費、林業振興費、委託費として松くい虫防除委託料、こちらのほう結構大きい金額で計上されております。確かに庄内の防風林含めた防砂林というのは守っていかなければいけないことであるとは思いますが、今回の町単で取り組むところの事業内容についてご説明願います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

松くい虫の防除につきましては、当初予算におきましてマダラカミキリの発生時期に合わせて、要するに羽化前と羽化後の2回ほど、これは毎年定期的の実施しているわけでございますけれども、昨今要するに防除だけではなかなか松くい虫がおさまっていないという状況でございます。今回お願いする補正につきましては、被害木1,700立米でございます。これを要するに運搬破砕処理したいということで今回お願いするものでございます。地区につきましては、西山地区から菅里地区、町内全域になりますけれども、主に菅里地区が主体となって計画をしているところでございます。

以上です。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ9月の補正のときも500万円ほど同じような松くい虫防除事業として、これは西山地区だったのですが、今度は菅里地区になるわけですが、金額的に非常に9月の補正

に比べると4,500万円を超える金額が計上されて、本当に遊佐町の松くい虫防除事業、県を含めて町単でやる部分を考えると、軽く1億円を超してしまう事業になってきているわけです。しかし、この作業実施内容をお聞きしますと、いわゆる伐採したものを搬出してペレットなりパルプにする場合もあるし、松林内で粉碎してパルプ状にして、そしてそこで処理する。松林内で現場で処理するというような2つのケースが事業内容のようではありますが、9月議会のときもお聞きしたのですけれども、松くい虫の卵、もしくはマツバノザイセンチュウ、これが松くい虫の原因になって、そしてそのセンチュウを松くい虫が媒介して運んで歩く。そうすると、防除作業の目的というのは松くい虫を防除する、マダラカミキリを防除するというのが主目的のようではありますが、パルプの中にマツバノザイセンチュウの卵なんかが入っていたとしたら、飛散する可能性があるのではないかというおそれもあるわけです。そしてマツバノザイセンチュウの生態というのがわかるようでわかっていないというようなお話でもありますけれども、そういうおそれ、パルプ状にして粉碎して現場で処理するというこの作業自体に、マツバノザイセンチュウを拡散させるというようなおそれがあるやなしや、どのように調査なされているのか、非常に難しいことだと思うのですが、担当課長から答弁願います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今委員からご指摘あったとおり、マツバノザイセンチュウ、この生態についてはまだなかなか生態が詳しくわかっていないというのが現状でございます。ただ、一つの説によりますと、このセンチュウが要するにマダラカミキリの体内に入って、そのマダラカミキリが要するに松の葉っぱを食べることによって松くい虫が拡散するのだというふうにも言われております。今回この時期にこれだけの金額の補正をさせていただきましたのは、要するに来年の6月、マダラカミキリの活動時期の前にこれだけの要するに被害木を処理してザイセンチュウの移動を防ぎたいという趣旨から、今回これだけの金額ではございますけれども、何とかマダラカミキリの活動前に処理をしたいという趣旨で今回お願いしたものでございます。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 庄内海岸、湯野浜の北からいわゆる遊佐町の西浜まで続くところの庄内海岸の防風林における松くい虫防除というのは、日本国中の中でもこの取り組みというのは非常にモデルケースであり、先進的な取り組みでありますので、終わりなき松くい虫との闘いというのは続けられなければいけないし、やっぱりこの松くい虫自体が終息に向かうということを心より願うものでありますけれども、この庄内砂丘における防風林において松くい虫以外にもう一つ大きな問題が生じております。5月の下旬から6月に7号線を通ると松林の中が非常に白い花で埋まっている。遠目から見ると大変きれいなのですが、その正体というのが二セアカシアという植物で、非常に繁殖力も高く、それが繁茂して林状に広がっていくと、クロマツ自体を壊滅させてしまう。クロマツ林をなくしてしまうというおそれもある二セアカシアだと言われておりますけれども、この二セアカシアの伐倒処理、駆除処理などの作業というのはどの程度実施されているのか聞かせていただいて、この松くい虫、そして庄内の松林に関する質問は終わらせていただきたいと思っておりますけれども、答弁願います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

二セアカシアの処理につきましては、数量的にはちょっと把握しておりません。ただ、現在の松林の保全のために協力いただいています砂丘地砂防林協議会、この協議会の中でも二セアカシアについては駆除の処理をしていただいている部分もあります。町と協議会とあわせて一緒にこういった松くい虫だけではなくて、二セアカシアについても対応していきたいというふうに考えております。

委員長（那須良太君） 時田町長。

町長（時田博機君） 昨日常任委員会でありましたけれども、一人の県会議員、遊佐町においでいただきまして、やっぱりクロマツの予算が12月補正ではなかなかもらえなかったのです、県から。だけれども、3月になれば年度末のいろいろな予算の状況を考えて何とか補正のお願いできませんかねという、そういうお願いを昨日ちょうど10時過ぎから県議の方1人お見えになりましたので、そのお願いをしたところがありました。やっぱり町ができることと範囲と、実は県の単位のお金の額というのは物すごく違うものですから、町としては今回は物すごく大きな予算を投入するつもり、これはやっぱり雪が消える前に何とか、3月までにこの作業を終わらせてもらいたいという思いで、果たしてこれ消化できるのかなぐらいの予算を組ませていただきましたけれども、それが3月議会の補正等でやっぱりできれば、それに続いてすぐ県から出勤をお願いしたいなと思っています。

それから、もう一つ12月7日、朝のクロマツ保全林のボランティアが西山地区、それから吹浦地区等で行われる予定であります。地域の小学校、緑の少年団も参加していただく予定でありますので、議員各位は、特に佐藤智則委員は何回か枝打ち等ボランティアでご参加のようでございますけれども、皆さんからできれば時間ありましたら、ご参加いただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 町長おっしゃるとおり、これ町でこれだけの財源を一般会計から出しながら、駆除できる問題ではないと思います。やっぱりこれは県、国の問題であると思いますし、やはり「庄内砂丘の海岸林」というのパンフレットございますけれども、大いなる遺産を未来につなぐというこの闘いを、やはり終息するまで闘い続けなければいけないことだと思います。今回は余りにも4,500万円を超える計上でありましたので、その半分でも先日の一般質問でやったところの民有林のいわゆる間伐や森林の整備に投入することができれば、どれだけ、いわゆる西山でなくて、東山と言われる杉林の整備を促進することができるのになと思いつつも、この数字大きいなと思ったところでありました。

次、移らせていただきます。次は地域生活課のほうに移ります。14ページ、土木費、都市計画費、下水道事業費、繰出金、こちらも1,300万円ほど一般会計から公共下水道会計のほうに繰り出されている。当初の段階でも同じような形で3億2,500万円一般会計から繰り出されている。これは公共下水道事業を支える意味でも大切な予算措置なのだと思うのですけれども、今回の繰り出しなされなければいけない理由というのを公共下水道会計のほうから調べてみますと、これが一番大きいのはというわけではないのですけれども、まず使用料自体が当初の見込みよりも落ちている。そして前年度繰り越しがやっぱり少なくなっている。電気料が高騰したことによって電気料の増になっている。そして処理場の運転管理委託料、こちらのほうが多くなっている。運転管理委託料というと限りなくあそこの施設の運営を含め、汚泥の処理費みたいなものが増額になってきているのだと思うのですけれども、利用料が下がっているのに汚泥処理料が

多くなっている、ちょっと合点がいかない部分があるのですけれども、そこら辺の使用料といわゆる運転管理委託料の増、その点について担当課長より説明願います。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

今委員おっしゃられましたように、今回1,300万円の一般会計からの繰り入れを予算要求させていただいておりますけれども、その中身としましては、下水道の使用料が190万円の減、そして繰越金が160万円の減となっております。さらに支出としては大きいところでは光熱水費の増、そして修繕費、そして処理場の運転管理委託料の増、これらによって合わせて950万円ほどの支出がありますので、トータルで1,300万円ほどの調整をするという含みで一般会計の繰り入れをお願いしたものでございます。

今お話にありました使用料は減っているのに、運転管理委託料がふえている。これは一体どういうことなのかということなのですけれども、まず使用料が減っている原因として考えられるのは、やはり節水機器の普及、これがまず主な原因であろうというふうに考えております。接続率は徐々に伸びておりまして、今回一般行政報告の中でもお話ししたように68.、約69%近くまで伸びておりますけれども、それに伴って本来であれば使用水量が伸びる、そのことを想定をして我々当初予算を組ませていただいておりますけれども、それ以上に節水機器の効果といいますか、そういったものが大きいというふうに考えられます。それによって接続率は伸びているけれども、水量は伸びない。そのことと関係してくる運転管理業務委託料の増、これが直接関係しているというふうに考えております。というのは、例えばトイレに行きますと、1回流す水の量はかなり少なくなっております。ただ、内容的には当然人が使えば入ってくるものは入ってくるということで、流れる水の内容物がふえているというふうに分析をしております。それによって水量全体としては伸びは少ないのだけれども、汚泥量としては接続率増加した分だけふえている。そのために今回汚泥の処分、つまりは汚泥収集運搬業務委託費が不足するということが想定されることから、200万円の増額をさせていただいていると、こういった状況でございます。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） ただいま説明のあったところの汚泥の処理料です。いわゆる処理料に関して昨年あたりに比べて汚泥のいわゆるキ口単価というか、汚泥の場合もやっぱりキ口なのだと思うのです。キ口単価による単価というのが、去年あたりよりも高くなっているのか安くなっているのか。多分汚泥処理の処理費の中でも運搬料というのは決して低い比率ではないと思うのです。ところが、25年度からですか、いわゆる汚泥を処理する工場も町内にできたわけですから。それ以前ですと町外まで運ばなければいけなかったわけですが、汚泥処理の処理料の単価の動きというのはどのような形で推移しているのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今言いましたのは汚泥収集運搬業務委託料、その中には当然運搬をする費用が含まれております。単価契約を結んでおります。それについては長期契約、5年間の契約を結んでおりますので、その間は単価の変更しないような形の契約となっております。その単価に使用料を掛けて委託費が決定をするわけですが、そのためにこういった形でそれぞれ月の汚泥量が変わることから、最終的にそれに合わせた形の支出になるということでございます。単価の変更といいますか、こ

れまでのどういった形に推移してきたかということでございますけれども、今現在ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、もし必要であれば後でお答えをしたいと考えております。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） でもこれやっぱり汚泥の量が前よりも多くなってきていることは確かなのだと思います。単価については前もってお聞きしておけばよかったなと思っています。この件について単価の変更がいかなる状況であったかという形でもう少し議論したかったと思うのですけれども、それ前もってお願いしていなかったわけですので、これ以上質問は深められないので、次に移らせていただきます。

16ページ、教育費、社会教育費、文化財保護費、委託料として撮影編集委託料、これが95万円ほど計上されております。調べてみますと、あまはげの行事を昨年度取り組まれたように、やさらの行事と同じように学術的に残しておかなければいけないということで撮影委託料になるわけですが、昨年度のやさらの場合ですと68万円程度であったのですけれども、今回95万円ですか、増額しております。これというのは委託先が変わったのか、そして撮影委託内容がやはりやさらよりは大きい委託内容となったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えいたします。

委託料につきましては、去る10月3日に結成をしました来訪神行事保存振興全国協議会というのを結成してございます。これにつきましては、国指定の無形民俗文化財8件を要する9市町村で構成をしまして、あまはげを初めとしてこういった来訪神行事について、ユネスコの無形文化遺産登録を目指すということで結成をしました。その登録を申請するに当たってのプレゼンテーション用の映像を撮影することになりましたので、今回補正をお願いをするというものです。

内容につきましては、具体的には平成27年のお正月に実際現地で行われるわけですが、これにつきましてケンダンづくりのところから撮影をしたいというふうなことで考えております。3集落ありますので、相当の期間あるいは当日の人数も必要というふうなことで見積もりをいただいて、この金額でお願いをしたいというふうなことであります。

以上であります。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 遊佐町も忙しいなど、山を含めれば鳥海山ジオパーク構想で登録を目指さなければいけないし、あまはげとかいわゆる新年を迎える行事としてユネスコ文化遺産登録を目指さなければいけない、これも大変なことだなどと思いますけれども、3集落がいわゆる女鹿、滝ノ浦、鳥崎、こういう質問をしますと、3番議員からそれは私のおはこではないかと言われるかもしれませんが、3集落が該当になったということ、非常にうれしく思っております。やっぱり鳥崎のあまはげも滝ノ浦のあまはげも女鹿のあまはげも、皆あまはげ〜くりのようではありますが、実際に見てみますと、似て非なるものがあります。鳥崎と女鹿は近いものがあるかなと思いますけれども、滝ノ浦に関してはまるっきり違う行事であります。そういう意味で3集落の違いみたいなものしっかりと学術的に残すという意味で撮影していただきたいなと考えております。

しかしながら、昨年から取り組まれたやさらの映像、動画映像、昨年から取り組まれているのだと思い

ますけれども、やさらの動画映像を、まだできているのかできていないのかもちょっとわからないのですけれども、どこで見れるかわからない。図書館でいわゆるDVDのコーナーを見てもそれらしきものはない。学術的に保存するために動画映像として残す重要性も大切ですが、町民が見れるような計画というのはおありなのかおありでないのか、遊楽里のイメージーションギャラリーなどで冬期間になると遊佐町の伝統行事に関して映像を壁面に映したりしておりますが、これ身近な形で見れるようなDVDの作成みたいなものというのは計画がおありなのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

やさらの映像につきましては、まだ編集が終了していないというふうなことで、今後できたときはまたお知らせをしたいというふうに思います。

また、今回撮影する映像も含めまして、町民からも見ていただくというふうなことも当然重要なことだというふうに思っておりますので、そういった視聴できるように編集をしまして、図書館等に置くことについて検討したいと思いますし、映像の活用については十分企画サイドとも相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ学術的に保存というか、映像として保存するというような形でありますので、どちらかという本で言うと学術書みたいな分厚いものになるのだと思います。映像ですけれども、内容的にはそのようなものになるのだと思います。しかし、遊佐町内の小学生の児童の方や中学校、高校の生徒の人たちがやはり遊佐町の伝統行事とか民俗とかそういうものをやっぱり簡単な形で視聴覚できるような、学術書からいわゆるパンフレット化したような、要約したような編集というのは、それだけ膨大な映像を撮ることができれば、それを編集して簡易なものにつくり上げるということも可能かと思えますけれども、やはり学術書をつくるというのと同じように、それがわかりやすいようなパンフレット化もするというふうな取り組みというのがやはり求められているし、そういう形にしないと実際に視聴覚として町民や町内に住んでいる子供たち、生徒たちが目にするのができないのだということを、まず問題提起させていただくとともに、そういう計画が必要なのだということをお話しさせていただきます。答弁願います。

委員長（那須良太君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。

今のご意見につきましては、前向きに進めさせていただきたいと思っております。

もう少し補足させていただきますと、急に12月の補正となったのは、ユネスコ無形文化遺産登録の話が出ましたのが、お盆過ぎでございまして、実は来訪神行事というのは先ほど言いましたように、8市町、全国で9つの団体が国指定の文化財になっているということで、実はユネスコの遺産登録になっているのが1つだけあるのです、今原発でいろいろ新聞にぎわせています薩摩川内、あそこの行事が既にユネスコで申請になっておりまして、隣の秋田県のなまはげも、我がほうもと、あそこ頑張っておりますので、手を挙げましたところ、薩摩川内は川内、男鹿とするよりは、むしろ全国的に沖縄から秋田、青森、岩手県もあるのかな、全国的に石川県とかありますので、一緒にして申請したほうがインパクトがあるでしょう、そのほうが多分、和食、和紙と続いていましたので、そういうレベルで今度注目されることになるわけで

すけれども、薩摩川内にも快くオーケーしていただいて、この運びになったということで、10月に協議会ができて、あと27年、来年度資料を整えて、国連ですので、しょっちゅう審査会があるわけではなくて、やっぱり出すタイミングで出さないと、随分先になってしまうものですから、27年度に9団体の分を10分だか15分だかわかりませんが、資料として映像としてまとめて、説明もつけて、28年度には申請という流れに乗せようということでありまして。遊佐のあまはげが何分になるかちょっとわからないのですけれども、それはそれとして当然いただけだと思いますので、それはそれとして先ほどお話ありましたイマジネーションギャラリーへの映像の提供も含めて、そして遊佐の小正月行事としてもそれぞれいろいろな意味があるのだということもありましたので、先ほどはつくることからでしたけれども、最後は燃して終わるのです。そこまで一連の流れとしてまとめたいなと思っておりますので、学術的な面から、子供たちの面から、四大祭等もまとめてあるわけですので。

そしてもう一つは文化財もなかなか先ほど話あったとおり忙しくて、小山崎のこともありますので、あと埋めてしまったものは二度と掘ることはできないということですので、写真と映像に撮っておりますので、皆さんも案外ごらんになったことはない、私は現地何回か見ていますけれども、そういったものもイマジネーションギャラリーにも展示する写真はいっぱいありますので、何千枚、何万枚とありますので、そんなことも今ご示唆いただきましたので、今、今は皆仕事込んでいますので、決して緩めることなく着実に進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員の質疑は終了いたしました。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） さて、お昼までもうすぐというところでございます。またまた昼またぎで出てきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、初めに水産費のほうで、12ページのほうに出ています県漁協庄内浜水産物宣伝番組制作負担金ということで10万円ほど上がっています。これどのような内容の番組になるのかお願ひいたします。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回県漁協のほうで鮭、それからカキ、あとオバコサワラの宣伝CMというのを作成する事業に対して負担したいということでございます。

（「サワラ」の声あり）

産業課長（堀 修君） オバコサワラという魚種でございます。約20分間の番組ということで12月中旬に作成して来年の1月から3月にかけて放映をしたいということのようでございます。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 私は余り魚のほう詳しくないのですが、オバコサワラ、サワラの一種なのかと思うのですが、お昼前ですので、こういう話をするとおなかがグツと鳴って非常にいいのですけれども、20分組みの報道の番組ということでございます。これは放映の対象はどの辺になる予定だったのでしょうか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

先ほど申しましたとおり、1月から3月にかけて県内に向けて県内みの放送ということになるよう
ございます。

委員長(那須良太君) 5番、赤塚英一委員。

5番(赤塚英一君) 県内ということでした。これ庄内の水産物の消費拡大ということが多分
メインというか、目的なのかなと思って見ていたのですけれども、県内ということです。消費拡大にはや
っぱり足元からということで多分県内に放映という形で作るのかなと思ってはいますけれども、以前、数
年前ですが、県のほうでたしか漁協だと思ったのですけれども、庄内浜の水産物を販売促進という形にな
るかと思うのですけれども、海丸でしたか、販売車たしかつくったと思うのですけれども、その辺の稼働
というのはどういう状況か、確認していますでしょうか。

委員長(那須良太君) 堀産業課長。

産業課長(堀 修君) 県漁協のほうで海丸を活用して内陸のほうに庄内の魚を売りに行っているとい
う状況はお聞きしておりますけれども、実際に何回稼働してというその数字は今把握してございませ
んの、後ほど確認したいと思います。

委員長(那須良太君) 5番、赤塚英一委員。

5番(赤塚英一君) そこは後で確認してお知らせ願えればと思うのですけれども、庄内浜の水産物、
やはり内陸でも非常に好評だということですので、海丸、こういう番組をつくるのと並行して、
もう一台ぐらいふやしてもらって、その分はやはり町のほうでもある程度負担はしなければならないと思
うのですけれども、販売促進にどんどん活用していただいて、庄内の、特に遊佐の岩ガキなんていうもの
は、やっぱり夏になると非常に内陸の方々は喜んでいただけますので、販売していただきたいと思
います。

これとあわせてですけれども、先ほど1番委員のほうの質問の答弁の中で、遊佐産米の販売、遊佐産米
のブランド化といいますか、パッケージングして流通させるという話出ていました。非常にいいことだ
と思うのですけれども、パッケージング、この辺の例えばロゴだとかデザインだとかというのは幾らになっ
ているのか、その辺まだ決まっていないのでしょうか、これからなののでしょうか、その辺少し願いま
す。

委員長(那須良太君) 堀産業課長。

産業課長(堀 修君) お答えします。

これから補正をいただいて計画を進めるということですので、まだ具体的に先ほどの前の答弁
でもお答えしましたけれども、何キ口用にするのかといった具体的なところはこれからというところ
でございます。

委員長(那須良太君) 5番、赤塚英一委員。

5番(赤塚英一君) 何キ口用というのも重要なのですけれども、やっぱりパッケージング、デザイン
というのは私重要だと思っています。なぜこのような話をするかというと、以前もこの場でお話ししま
して、その当時の企画課長に私商標の話をしたのです。皆さん多分ご存じだと思いますし、県内
でしょっちゅうテレビでコマーシャルやっています。温泉宿のコマーシャルやっています。ここで名前出していいの
かな、似ているものだから、「ゆさ」というロゴを使ったコマーシャルがばんばん当時から流されてい
ました。私その流された当時、この場でもお話ししたのですけれども、将来的に、今回の米もそうなので

すけれども、ブランド化、パッケージングする場合に、登録商標だったりデザインが似通ってくるという問題あるのではないかという話ししましたけれども、その当時の課長の答弁としては、特に検討も何もしていないと、これからもする予定はないという話でした。今になってやっぱりこうやって遊佐産というものが出てくるという話になってくると、ちょっとその辺どうなのかなというの、先ほど1番委員の質疑の中で非常に疑問に思ったものですから、このような話をさせてもらいました。この辺産業課長のほうでロゴとか商標の関係、調査されていましてでしょうか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

実際にこのパッケージのデザインを作成するのはJAの遊佐支店ということになっておりますので、町としてはそこについては確認をしておりません。今お話しいただいたことについては、JAのほうにそういった問題もあるということをお伝えしておきたいというふうに思います。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） やはりこれからどんどん、どんどん遊佐産の農作物、水産物もそうです。いろんな形で流通の段階に乗せようというときに、パッケージング、デザイン、こういうのは非常に重要になってくると思います。あるところではお米のパッケージにいわゆるアニメキャラ的な、いわゆる萌えキャラと言われるデザインを施したところ、非常に売り上げも上がったという話聞いています。遊佐町がそうしろという話ではないのですけれども、パッケージングを考えたときにやっぱりロゴというものは重要になってくると思います。ですので、この辺ぜひ農協さんのほうとしっかりと話を詰めて、問題のないようにしていただければと思いますし、よくテレビなんかでは海外に輸出するときに中国あたりでどんどん、どんどん商標を登録されてしまっただけで使えないという話も時々ニュースになります。似たようなことになってしまうと、やはり遊佐を売り込むという部分では非常にマイナスになると思いますので、ぜひそのところは検討していただければと思っていますので、よろしく願いいたします。何かありましたら、ないですか。なければ私は次へ進めたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして教育課のほうに少しお聞きしたいと思います。今回の予算で学校保健費、16ページです。ここ見ていたときにはと、最近流行も前倒しになってきたのが、インフルエンザの蔓延が非常にきのう、きょうあたりのニュースでもどんどん出ています。先日も私近所でございますので、毎朝いろいろ子供たちを見ているのですけれども、吹浦小学校の3年生が学級閉鎖となったという話聞きます。この辺何か手当てであるのかなと思ったのですけれども、今回予算のほうには特別なかったのですけれども、インフルエンザの今の学校の発生状況と予防策、どのようになっているのが、少し説明願います。

委員長（那須良太君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お膝元の吹浦小学校の3年生、先週になりましたが、学級閉鎖、山形とか内陸では中学校休んでいるという情報入ってきたのですけれども、遊佐町は吹浦から始まったなと思ったのですが、その後びたつとやんでいまして、そこでとまっている。ぼつぼつと1人、2人という学級、学校はあるようですけれども、学級閉鎖等の情報入っていません。予防に向けては、兄弟がいるとか保育園にも中学校にもいたりしますので、学校だけでは完結できないわけですけれども、手洗い、うがい、これを徹底的にやると、それをこれは当たり前の対応ですけれども、その辺を学校で丁寧にやっていただいている、

成果ではないですけれども、おかげかなと。いずれ年末かあるいは年明け、ピーク時は来るのだと思いますので、そのタイミングも来るということを予測しながら、学校にはこれまで以上に対応していただきたいと思います。

あと産業課の先ほどのパッケージのあれですけれども、少年議会で持っています米～ちゃん、これをどうぞ少年議会に、私がオーケーするわけにはいきませんが、使っていただければぴったりの口ゴマークになるのかなと、ちらっと思いましたので、私の管轄ではありませんけれども、参考にさせていただきたいと思いますけれども。ただし、その場合は少年議会議長、町長の了解をとってご使用いただきたいということだけお願いしておきたいと思います。

以上です。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員の質問、答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。
（午前11時55分）

休

憩

委員長（那須良太君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午後1時）

委員長（那須良太君） 直ちに審査に入ります。
5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） それでは、午前中に引き続きよろしく願いいたします。

午前中の教育課のほうにお聞きしまして、教育長から答弁いただきました。大分インフルエンザのほうは小康状態といいますか、そんなに大幅にはやっていないというご答弁でした。それはそれで非常にありがたいなと思っております。今年度の当初予算で、これ所管になりますので、答弁云々は要らないのですが、健康福祉課長、ご尽力いただきまして、町長の子育て政策にも通ずるものということで、インフルエンザの予防接種、子供の部分も助成という形になりました。これが功を奏しているのかなというふうに思っています。先ほど福祉課のほうに行きまして聞いたら、やっぱり8割ぐらい、毎年6割ぐらいの子供さんが予防接種しているということでしたけれども、ことしは8割ぐらい、助成があったということであったそうです。この辺がやっぱりインフルエンザ、町内で蔓延しなかった一つの要因なのかなと思っていますので、ぜひこれは教育委員会のほうを通してになるのでしょうかけれども、学校サイドのほうでこういう制度もありますよというのを活用していただいて、インフルエンザ、子供たちが重症化ならないような形で効果あると、お昼のニュースなんかでも言っていただきましたので、もうちょっとインフォメーションではないですけれども、やるべきかなと思うのですけれども、これ手だてとか何か考えていますでしょうか。

委員長（那須良太君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 教育委員会としてそのような広報といいますか、情報発信はしていませんけれども、ご意見いただきましたので、年内かあるいは年明けていずれの時期か、必ずピークは来るのだと思います。特に引くのが遅い子供ほどそろそろインフルエンザが終えんする時期に、特に中学3年生です。受

験の直前とかピークになられるのが一番困るわけで、そんなことも含めながら、こういう制度もできていますよということを総務学事係にも保健担当の職員おりますので、何らかの形で学校、そして保護者に伝わるような広報も考えていきたいと思えます。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思えます。小学生は割と親御さんが温かい格好もさせてくれますので、こういう時期いいのしょうけれども、やっぱり中学生ぐらいになると、こういう表現がいいのか悪いのかあれですけども、色気づくといいますが、やっぱりファッションなどにも気を遣う。そうすると、寒い中でも薄着などで過ごしたりする中学生、高校生あたりふえてくると思えます。今教育長おっしゃったように、やっぱり受験の直前、そういう形になって結果残念な結果になったりすると、やはり子供たちとしては非常に悔いが残るかなと思えますので、ぜひ健康面、ここをしっかりとケアできるように事前に手洗い、うがいもそうです。温かい服装をするのもそうです。こういうのももっとも啓蒙活動に力を入れていただければいいのかなと思えます。一人だけ引くのだったら別なんでしょうけれども、やはり兄弟が引いて、それがうつった、家族が引いてうつったとかとなると、特に受験生なんていうのはやっぱり神経質になっている部分もあるかなと思えますので、ぜひそこは十分ケアしていただいて、いい制度も制度拡充としてやっていただいていますので、こういうインフォメーションも含めてこれよりひどくならないような形をお願いしたいと思っております。これらは要望ですので、答弁特別要りませんけれども、よろしくお願ひしたいということでお願ひいたします。

先ほど教育長のほうから米～ちゃんの話出ました。私もうっかりしていたなと思ったのですけれども、非常にいいふりをいただきましたので、もう一度ちょっと産業課長のほうに少し戻させてもらって。先ほど口ゴだとかパッケージの話です。これ以前からいろんな形で米～ちゃんの活用というのをいろんな形で話させていただいたこともありましたので、ぜひ今回遊佐産のお米を販売すると。そのパッケージにどうにかして米～ちゃん使えないかなと思っておりますので、この辺課長どう考えているか。感想みたいな感じでも結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

米～ちゃんにつきましては、当然遊佐町のシンボルということでございますので、先ほど教育長からも推薦あったとおり、ぜひ何とかパッケージのどこかの部分には入れてもらえるようなお願ひをしていきたいというふうを考えております。

それから、先ほど答弁漏れがありました。海丸の活動状況についてちょっとあわせてお知らせしたいと思えます。毎週の木曜日、土曜日、日曜日につきましては、内陸のほうに行って販売をしていると、これは毎週でございます。金曜日につきましては、鶴岡市のシャキットというところで販売をしているようでございます。これは毎週行っているということでございます。あと月曜日から水曜日につきましては、年間これは10回ほどということでございますけれども、保育園等に伺って魚のさばき方など、要するに食育、教育といいますが、活動を行っているということでございます。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） まずは米～ちゃんの件です。ぜひ私個人的にはやっぱり前面にどんと出してもら

って、遊佐産という何かのぼりでも持った米~ちゃん、またファミリーもあるわけですから、みんなで、今の時代に合わないかもしれないけれども、例えばちゃぶ台を囲んで御飯食べているだとか、あとでつかいおにぎり持っているなんていうのもおもしろいかなと思いますので、ぜひその辺は米~ちゃんの商標の登録云々も含めて、これは総合的に考えていただければと思いますので、ぜひお願いしたいのが1点。

あと今の海丸の話、先ほど答弁漏れでいろいろお昼休み調べていただきました。いろいろな話聞いていると、漁協さんでもどうやって販売促進といいますか、やっていくかというので、広告宣伝の部分も含めてなのでしょうけれども、いろいろ議論はしているようですけれども、なかなか海丸、せっかくこうやっていい活動をしているのに、なかなか活用されていないというか、その部分に非常に今現状これだけ動いているものですから、非常に安心してしまっているのかなという部分があって、いろいろな話の中でもう一台車買ってやったらどうですかと言うと、そういう手もあるのだねという話があったということを知っています。遊佐町やはり漁港を持ってまして、夏の岩ガキ、秋には鮭が遡上してくる、冬これから2月になれば寒鰯がおいしい季節でございますので、ぜひそういう部分でもっともっと遊佐町の先ほどの米だけではないです、ブランドは。やはりそういう海産物なんかも遊佐町でとれた海産物ということで売り出すのは可能だと思いますので、この辺はぜひ漁協のほうに課長のほうからでも働きかけてもらって、もっともっと販売促進のために、例えばもう一台車を使って首都圏走らせたらどうですかというのもあっていいのかなと思いますので、その辺ぜひお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(那須良太君) 堀産業課長。

産業課長(堀 修君) お答えします。

今うちの町で行っている要するに水産業に対する事業というのは、基本つくり育てる漁業ということでヒラメ、それからクロダイ、トラフグ、アワビの放流事業、いろいろ行ってございます。28年度の全国海づくり大会に向けてそういったことをアピールしていこうというふうに一丸となって事業を行っているわけでございますけれども、なかなか販売の分は若干弱い部分もありますので、今委員からいただいた意見を参考にさせていただいて、そっちのほうも強化していきたいというふうに考えております。

委員長(那須良太君) 5番、赤塚英一委員。

5番(赤塚英一君) ぜひお願いいたします。やはり1次産業、農業が第1なのでしょうけれども、漁業もありますので、この辺がしっかりしてくれば当然観光にもつながっていく、いろいろな形でつながってくると思いますので、お願いしたいなと思います。ぜひ豊かな海づくりもあります。前回の9月議会ですが、町長のほうには岩ガキをぜひ天皇陛下に献上できるような、食べていただけるような状況を何とかお願いできないかなんていう話もしましたけれども、そういうのも含めてやっていけば、もっともっと遊佐の価値が上がってくると思いますので、これら行政当局だけではなく、我々もそうなのですけれども、一丸となって頑張っていかなければならない一つの産業振興なのかなと思っていますので、これからも一緒に考えていきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

委員長(那須良太君) 5番、赤塚英一委員の質疑は終了いたしました。

1番、筒井委員への答弁漏れがありますので、川俣地域生活課長より答弁願います。

川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 先ほど答弁漏れありましたので、説明をさせていただきたいと思います。

産業廃棄物の収集運搬処分委託料の中の単価、これまでどういった形になっていたのかという質問ありましたが、過去5年、平成21年までちょっと今確認をしてみました。そうしたところ、今現在契約している単価がずっと続いている状況、いわば据え置き状態でこれまで来ているようでございます。単価としましては、収集運搬に係る費用としまして税込み2,268円、処分に係る費用として1万6,200円、合わせてトン当たりですけれども、1万8,468円の単価契約を結んでいる。21年から23年までは単年度契約でしたけれども、24年度からは28年度までの長期契約を結んでいるところでございます。

状況が今東山に処理場ができているということから、以前は北港しかありませんでした。町の汚泥については北港に運搬されておりましたけれども、今は東山と、ただ全部東山ということではなくて、処理場の稼働状況にあわせ若干北港のほうにも運ぶ場合があるという、その2カ所に運搬をされております。北港までは14キロの距離、そして東山でいきますと直線距離で5キロという形で半分以下の距離になっております。ただ、今確認をしましたところ、以前は北港の場合は10トン車で運ぶことができたのですけれども、今集落内を走って細い道路行くものですから、その辺の安全も考えて4トン車に落として運ばせていただいているという、そういったことも考え合わせまして21年からの据え置き状況、人件費も上がっております、燃料費も上がっておりますけれども、ずっと据え置きで来ていただいている状況であります。そういったことも考え合わせまして、次回の契約更新のときにはその辺も含めてまた見直しを、距離も含めてですけれども、見直しをしたいということ、先ほど業者のほうともお話をさせていただいたところで

以上でございます。

委員長（那須良太君） 筒井委員、よろしいですか。

1 番（筒井義昭君） はい。

委員長（那須良太君） それでは、6番、阿部満吉委員。

6 番（阿部満吉君） それでは、一般会計の補正、14ページになります。4項都市計画費、4目公園費、18節備品購入費70万円とございます。その内容についてご説明いただきます。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

これにつきましては、文殊橋のグラウンドゴルフ場を整備するための常用草刈り機、これを1台、以前の常用草刈り機が老朽化したということで更新をするものでございます。

委員長（那須良太君） 6番、阿部満吉委員。

6 番（阿部満吉君） 文殊橋下だけでなく、恐らく朝日橋下あたりも草刈りをやってもらっていたのだと思いますけれども、11月に実は近くの集落でグラウンドゴルフ大会をやったのですけれども、それまで結構草がぼうぼうになっていたのだよというような愛好家のお話もございました。これから稲川も総合運動公園に恐らくグラウンドゴルフの愛好家も移っていくことも予想されるのですけれども、いわゆる河川公園というのはやっぱり一般質問にもあったように、ウォーキングのコースにもなっております。やはり草が生えるとツツガムシ病の心配であったりとか、カメムシの心配であったりとか、そのようなことも予想されますので、河川公園の計画についてどのように整備されているのか、ありましたらお願いしたいと

思います。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 管理という意味では、以前は草刈りをするために地域の協力も得て管理委託をしておりましたけれども、今は町の道路作業員の人から1週間のうちの何日かをこちらの草刈り、河川公園の管理のほう、河川公園も含めてですけれども、管理のほうに時間を割いて管理をしていただいているという状況でございます。

委員長（那須良太君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） そういうことで折を見てというような形になるかと思うのですが、いわゆる利用者が少なくなればおろそかになるような心配もございますので、その辺は注意をして管理いただきたいと思います。荒れてしまうと手もつけられないような、そんな公園になる可能性もございますので、よろしくお願ひしたいと思うのですが。

それと一緒に、ちょっと話はそれるかもしれないのですが、いわゆる町だけでなく、議会の広報のほうにも意見が寄せられた中で、いわゆるJR付近のやつ、JRの構内であるとか駅であるとか、その付近がいわゆるとても一般の人間では手入れできないような部分ですよね。例えばホームの中、それから土手なんかは一般の人は草刈りなんかできないわけなので、そこにいわゆるカメムシが発生して、26年はさほどひどくはなかったのですが、25年産米にはかなりの被害を与えたというようなこともございます。その辺の管理についてJRさんにどのような感じでお話しになっているのかというの、今ありましたらお願ひしたいというふうに思います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

JRの管理について、そういった草の刈り取りについては定期的にお話ししているという状況ではございません。そういった農民からの要望があれば、随時本荘保線区のほうにお願ひをするという状況でございます。

委員長（那須良太君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） それで実は夏ごろに一度担当係のほうにもお願ひをした経緯もございます。いわゆるJRの線路の脇に側道があればある程度カメムシというのは防ぐことができるような状況にあるのですが、もう完全にJRに面している田んぼはどうしようもないのだというような話でお願ひしたのですが、一部は刈り取りになったのですが、とても何年も放置されたところは全然手つかずでございました。来年度に向けてその辺をもう一度JRのほうにお願ひしたいですし、例えばいわゆる十里塚- 停車場線のTDKがあったところの踏切なんかもうススキが伸び放題で、列車が来るのも見えないほどの状況であると見ております。その辺もあわせて地域生活課になるのか産業課になるのか、ぜひ改善をお願ひしたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） この件につきましては、再度JRのほうに要望として出していきたいと思います。

委員長（那須良太君） 6番、阿部満吉委員。

6 番(阿部満吉君) 地域生活という面からも、いわゆる視界が悪いですので、あわせて要望のほうをお願いしたいと思います。

先ほどから話題になっておりました米価下落対策について、パッケージの袋をつくるためにというふうなご説明がありました。先ほどからも米~ちゃんの話も出てきて、大変話がおもしろい方向に行くのかなというふうに思います。1つだけ、この50万円の原資についてはどちらのほうから引っ張り出した予算ですか。

委員長(那須良太君) 堀産業課長。

産業課長(堀 修君) お答えします。

これは町の単独事業でございますので、町の一般財源からということになります。

委員長(那須良太君) 6番、阿部満吉委員。

6 番(阿部満吉君) 単独ということで、どこから出たというわけではないでしょうけれども、ちょっと聞こえがよければふるさと納税のほうから使ったというようなふうになってくると皆さんいいのかなというふうな、私の希望的観測でした。私も生産者としていわゆる遊佐米の表示ができるというのは大変心強く思っております。大変よい予算の使い方だと思ってお礼を申し上げたいと思っていたところです。26年産米から玄米ではありますけれども、ふらっとで生産者のお米も売れるようになりました。鳥海山に観光に来て、遊佐の米売っているところを紹介できないというのが今までのネックでしたので、この取り組みはとても歓迎すべき取り組みだと思います。生産者、生産組合長としていわゆる米~ちゃんも薦めながらご提言申し上げたいと思いますので、産業課長のほうもひとつよろしくおっしゃりたいと思います。

これで私の質問は終了いたします。

委員長(那須良太君) 6番、阿部満吉委員の質疑は終了いたしました。

7番、佐藤智則委員。

7 番(佐藤智則君) 私からは先ほど赤塚委員からも質問がなされておりました、一般会計のほうの12ページにさっき赤塚委員も質問しておった水産業費というのがあって、その中の節の中に19節負担金補助及び交付金、県漁協庄内浜水産物宣伝番組制作費負担金ということで10万円。金額的には決して多くはないものでありますが、実は私もきのうおととい一般質問で第36回の全国豊かな海づくり大会が本県で開催されるということでの質問をいたしました。いろいろ副町長初める皆さんから答弁をいただきながら、自分なりに28年度に向けた準備を我が町もなされていただくような思いの中で質問なんかもさせていただきましてけれども、今回の番組というのは先ほどの説明では20分番組ということの説明がありました。というのは、これは自分の思いですけども、でき得るならば県内の番組だから県内の皆さんが、ぜひともこの番組を通して庄内を、また庄内海を、庄内の魚を知っていただきたい、やはり狙いどころはその辺にあるなという思いは私は持っています。でも、テレビ番組ですから視聴率、見る人がいなければただの番組です。時間帯の狙いどころというのは、私はやっぱりしっかりと今後の進めの中であってほしいな。というのは、豊かな海づくり大会も山、川、海、いわゆる山形県にはそういった豊かな、存在している県なのですよという捉え方からしたときに、以前からなかなか内陸の皆さんというのは海という捉え方が我々の捉え方と違って、いろいろ余りインパクトが小さいというか、海の捉え方が我々と全然違う文化的な感じを持っておられる人がおられる。

そのような状況を28年度に向けて考えてみたときに、まず県内の内陸部の皆さんから庄内というのはいくるところか、こういう海が、こういう魚がすんでいるのか、おいしいのだね、そういったことから発していかなければいけない番組にしてほしい、のように私は思うのです。それがいわゆる来年27年度にイベントが開催されると私は思っています、企画にもあるようですから。それにつなげて本番に向けていく、そういった序章であってほしいのと、そのように思うのですが、何が番組構成までは、ただ負担金と支払いだけで、全然そういったタッチはできないというか、要望もご意見も申し上げることができないというか、そういう状況なのか、ちょっと教えてください。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回県漁協が行う要するテレビCMといいますが、番組につきましては、基本的には要するに販売促進のための番組制作ということで制作というふうに聞いております。今回制作費が約150万円ほどかかると聞いています。そのうち鶴岡市が20万円、酒田市が20万円、本町が10万円を負担すると。あと残りは漁協で負担してこの番組を制作するというふうに聞いておりますので。県がこの中には入ってごさいませんが、一部そういったものも含まれるのかどうか、その辺を確認して、もしできるのであれば、そういったことも入れてもらうような要望をしていきたいというふうに考えております。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） ぜひとも、ただ番組構成の中でそういった庄内を知っていただく、またそういった状況の中で県民がどのぐらいの人が実際にテレビをごらんになってくれる状況になるのかわかりませんが、やはり狙いどころは私申し上げたことはまんざら先を見据えたことだと思っておるのです。今そうやって多くの県民の皆さんからそういった番組を見ていただくことによって、庄内及び魚、海、全体的にこういうふうな山形県でも、たしか海の延長が三崎から鼠ヶ関まで120キロでしたが、そういうふうに自分は記憶しているのですが。そういった延長線の中で、海を持っている県としては大変短いです。でも山形県の海といたら、こういうところだね、こういう魚がすんでいておいしいねということ、内陸の皆さんからも知っていただくことによって歩みが違ってくるのだと思う。そういった捉え方の中で当然負担金を拠出するわけですから、そういったことの中で、こういうことで企画してはどうだろうかとか、いろんな機会があったらぜひともお願いしたい、こんなふうに要望を申し上げます。

あともう一つ、こたび12月定例議会の中で初日、いろいろと一般行政報告、教育行政報告ありました。その中でやっぱり3月定例議会ですんなり聞けませんので、今伺いますが、一般行政報告の中の22、副町長がずっと順を追って説明をしていただきましたが、一般行政報告の5ページに、22です。遊佐町小中学校工コチャレンジ事業というのがあります。平成26年度も子供たちの省エネ活動の取り組みに対して、環境学習支援を行っています。前期、6月、7月、9月では電気、水道とも達成したのが2校、水道のみの達成校が3校、それに報奨金を交付した。私はこの事業始まって四、五年は間違いなくありますよね。私は以前一度ご指摘させていただいたことがありました。間違いなくその捉え方は違っていても頑張っているのはみんな全校頑張っているのだと思う。でも今回もそう、小学校5校今あります。5校が達成しましたというのは、私は見たことも聞いたこともない。どんな審査でどう違ってくるのか。ちなみに電気と水道両方とも達成した2校はどこか。水道のみ達成した3校はどこか教えてください。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今ちょっと私が環境関係のデータ、全てそろえていればよろしかったのですが、手元にちょっとございませんので、今全部達成した学校、そうでない学校、それについて資料をちょっと取り寄せて、もう一度お答えさせていただきたいと思っておりますけれども。

まずは前期と後期に分かれておりますので、今回工コチャレンジにつきましても子供たちが達成しなかった場合でも、それまでの経過についても評価するような仕組みになっております。後期でその部分については評価をして表彰するという形をとっております。

今詳細についてはちょっと手元にございませんので、後でお答えさせていただきたいと思っております。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 後でよろしくをお願いします。

例えばもう一、二年という経過、こういったことの学校でのご努力を推奨していることが、そんなまだ始まったばかりではなく、結構年月を積み重ねてきている、推奨している事業です。ということであれば、その年度ずっと経過のときにどんな状況をもってならないのか、ちゃんとこれは分析できますよね。ならないのか、なったのか。ならない学校にはどういった努力をするとそういった状況になり得るのか。恐らく学校にも助言、ご指摘を申し上げているのだと思うのです。なさっていますか。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） もう一度お願いします。質問のほうもう一度お願いしたいと思います。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。質問を再度お願いします。

7番（佐藤智則君） もう一度申し上げます。

いろいろ年次年次で、年度で何校が電気も水道もそういったことが達成しました。目標を達成しました。そういったものが出てくる、毎年出しています。そういったことがかなわなかった学校も当然あるわけです。というのはかなわなかったのはどういうことをもう少し頑張ることによってかなうことができるのかとか、どういう要素があるからこれはなかなかあなた方の学校、一生懸命努力しているのだけれども、かなわないという、そういったものをいろいろとお話をする機会とかそういったこと、この次頑張るためにはこういった部分をしっかりと頑張ってくださいとよろしいと思っておりますとか、そういったご助言なさっておるのですかと申し上げたのだ。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 評価させていただいて、最終的に表彰させていただいておりますけれども、その際に町のほうから気づいている点については助言をさせていただくという形でございます。計画につきましては、各学校独自に自分たちが立てた計画をどこまでできるかという、そういう事業でございますので、先ほども言いましたけれども、その頑張り、途中の頑張りについても十分に評価をしていきたいというふうに考えています。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） そんなことからやはりさっき自分が申し上げたように、どこの学校も目標達成のために頑張っていることは間違いないのだと思います。そのようなことからもある意味では緩和策という方法もないわけでもないでしょうし、いろんな意味で励んだことに対してのご褒美というのはもう少し緩

和の部分があってもいいのかなと、こんなふうに私なりには思います。そんなことで今後ご検討いただいて、この事業はやはり大切な子供たちの省エネに対する意識高揚、ぜひとも継続はお願いしたいし、そのためにはどうすることがなし得るのか、するべきなのか、その辺あたりを来年度の事業に向けてよろしくご検討願いたい。

終わります。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員の質疑は終了いたしました。

4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 私のほうからも2つぐらい質問したいと思います。

まず、産業課のほうからお願いします。13ページの5目交通対策費の中の13節委託料、デマンドタクシー一運行業務委託料50万円補正上がっていますけれども、その内容をお願いします。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

この50万円につきましては、デマンドタクシーの運行委託料の、要するに遊佐町商工会に対する委託料でございます。中身につきましては、平成25年度分の消費税の納税のためということになっております。当初契約を結ぶ段階でその納税義務という認識を商工会のほうでも持っていませんでしたし、町のほうでもちょっとそういった認識がなかったものですから、契約の中に入れてなかったということでございます。

委員長（那須良太君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 少し消費税には金額が大きいのかなと思って質問をいたしました。この中身、私は年齢が関係あるのかなと思って、高齢化になって免許証を返還した人がデマンドタクシーを利用したのかなと思って質問しました。町では高齢者になって免許証を返還すると、何か今までそのかわりになるものを上げていましたでしょうか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。この前酒田警察署のほうの中にある安協のほうに行ってみたら、何もうちのほうではやっておりませんということでしたので、町のほうではどうでしょうか。

委員長（那須良太君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 所管の、総務課長のほうが担当してございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

免許証について返還をいたしますと、酒田の免許の返還をした時点で町との委託契約をさせていただいて、タクシー利用券20枚を交付させていただいております。ご案内のようにそのほかに交通弱者対策という形の中で、高齢者タクシー利用券等々、新たな年度においてはタクシー利用券制度についても新たな取り組みの方向性として当初予算等でご提示を、ご審議をお願いをしたいというふうに考えてございますが、そういう形で町のほうから支援をさせていただいております。

委員長（那須良太君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 一般質問でも言ったように、町はひとり暮らしや老人2人暮らしが多いことから車がないと移動できない、買い物にも病院にも行くこともできないということで、お年寄りに聞いてみますと、やりたいのだけれども、やらないのだ。やられないのだということで、何か特典があるの知っていますかと聞いたら、そんなのないのだということで、みんなそういうことでしたので、そういう特典があ

るのだよということを広報が何かで知らせていただきたいなと思います。

ことしの6月ごろだったかと思います。私ちょうど旧菅里中学校の前を通ったときに、すごい音したのです。何だろうと思って見たら、軽トラックがとまっている冷凍庫車にぶつかってすごい音でしたので、おりてみて行ったのです。そしたら90歳近いお年寄りが、軽トラックの後ろにワラビいっぱいつけてぶつかったのです。警察が来て住所は、名前はと聞かれても全然わからなかったのです。ワラビはふらっとに持っていくのかとか、どこに持っていくのだと聞かれてもわからない。自分がどこへ行くかということもわからないようなお年寄りが運転していたのでびっくりいたしました。そういうこともあるので、広報のほうで、もし運転に自信がなかったら20枚つづりのタクシー券もあるのだよということをご教えていただきたいと思います。

警察署に行ったときはそういうことはやっておりませんということでしたので、やっていないのかなと思ったのですが、やっておりましたので、そこは確認いたしました。

委員長（那須良太君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 新しい制度でつくったときには当然タクシー利用券だけでなく、さまざまな部分について町の広報等でしっかりとお知らせをさせていただき、これが基本でございます。高齢者の事故防止という観点からも含めて、こういった制度があるのだよということをしかり町民の皆さんにもご理解をいただいて、その上でそういう制度があるのであれば、私も免許証を返納するというようなことも含めて考慮したいということに思っていたいただけるような形で、広報については新たな制度を含めてしっかりとまた広報してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（那須良太君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） そのことをまずよろしくお願いいたします。

次、同じ産業課なのですが、先ほど1番委員の筒井委員のほうから質問ありました松くい虫の話なのですが、かなりの大きい金額が計上なされております。先ほどの説明によりますと、西山から菅里地区の松林を伐倒するのだということでしたけれども、1,700立米ですか、伐倒するということでした。1,700立米と言われてもちょっと私たちには想像つきませんので、約1,700立米というと松の木、わかる範囲でいいのですが、何百本ぐらいになるのか、ちょっと教えていただければいいのかなと思っております。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回補正をお願いした1,700立米、これは概算の概算という話でございますけれども、松の木も大小さまざまありますので、およそ2,500から3,000本ぐらいという想定でございます。

委員長（那須良太君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 1,700立米は約2,500から3,000本ぐらいだと言っておりました。これは事前調査した結果だと思いますけれども、伐倒しなければならぬと目視でわかった分が全部で1,700立米だったのでしょうか。それともまだあるのかどうか、それもお聞きいたします。そしてもし残っているとすれば、残っている立米はもう幾らぐらいなのかもお尋ねいたします。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

この12月の補正をお願いした段階では、町で把握しているのは1,700ということで、今回補正をお願いさせていただきました。ただ、松くい虫の被害、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、かなり広がっているということで、11月の初めから県と町と森林組合と合同で現地をずっと調査してまいりました。まだ完全には終わっておりませんが、引き続き今やっているところでございます。その結果、本数はまだ合計は出ておりませんが、今県のほうに確認したところ、およそ2,500立米ぐらいではないかというふうなお話を聞いております。ですので、今回1,700をお願いして、今現在まだ2,500あるということでございますので、800立米についてはまだ未処理になる可能性があるということでございます。

それも含めて来年の6月まで処理できれば一番いいわけでございますけれども、それは処理するほうの森林組合さんの事業量、それを消化できるかという点もございまして、財源的な話もございまして、そこは今後検討するというところでございます。

（「面積ではないのか、平米ではないのか……」の声あり）

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 数字につきましては立米でございます。トンでございます。

委員長（那須良太君） 私からちょっと。立米は木材の量です。平米は面積ですので。1立米というと石にすると3.6石なのです。そういうことです。

4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 失礼しました。平方メートルだそうです、立米と聞いたものですから。

（「立米だ」の声あり）

4番（土門勝子君） 立米でいいのでしょうか。頭がこんがらがります。

そして残っている面積が800立米ぐらいまだ残っているということで、マダラカミキリになるのが6月ごろとさっきの答弁では言っていましたけれども、何で寒い冬に伐倒するのかという疑問と、冬は冬ごもりではないのですけれども、木の中に入っていて、春になったらマツノセンチュウになるのかなと素人で思うのですけれども、そうなるからのほうが空中散布でもしたらいいのかなと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

マツノザイセンチュウをマダラカミキリを介して松の木に入るということでございますので、マダラカミキリの発生時期といいますか、羽化するのがちょうど6月ということで、今現在も6月の前後をまたいで空中散布とか地上散布をして防除しているわけでございます。

今現在枯れている松の木にマツノザイセンチュウが入っていると。それを倒して要するに破碎をして、それがマダラカミキリの要するに体内に入らないように処理を今させていただくということでございます。

委員長（那須良太君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 素人から見れば空中散布してやっつけたほうがいいのかという単純な考えで質問いたしました。

2,500から3,000本ぐらい今伐倒するわけですけども、その後当然植林ということになるかと思えます。植林する場合、今まで砂丘地砂防林組合で藤崎小学校、高瀬小学校、遊佐中学校の生徒を巻き込んで植林をしておりましたけれども、子供たちの数も少なくなり、人口も少なくなり、砂丘地砂防林の組合員というか、そういう人たちも少なくなったので、これは町全体で考えるべきではないのかなと思っておりますし、学校のほうも3校ということではなく、蕨岡小学校、遊佐小学校、吹浦小学校もあるわけですので、一緒になさったほうがいいのかと、私なりに思うわけでありまして。その辺教育委員会のほうではどう思えますでしょうか。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

小学校のそういった植林等への活動につきましては、昨年までですと西遊佐小学校、稲川小学校がそれぞれ緑の少年団を組織をしながら協力をしてきたところであります。今回学校統合によりまして、藤崎小学校となりましたけれども、同じように緑の少年団として砂丘地砂防林の皆さんと一緒に活動をしているということでありまして。遊佐小学校や吹浦小学校もというご提案もいただきましたので、学校とも相談しながら可能なかどうか検討をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長（那須良太君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 松は砂丘地砂防林のほうだけではなく、町全体が必要とする松の木でありますので、町全体で考えていただけるように。また、植林とかそういう下刈りのほうも町全体で、学校も町の学校全体で参加するような取り組みをしていただきたいなと思い、要望をいたしまして、私の質問は終わります。教育長、どうでしょう、最後に。

委員長（那須良太君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 西遊佐、稲川、旧校になりますけれども、これは緑の少年団がありましたので、子供たちが特に西山の恩恵、もろに受けている地区でありますので、松林の。それは藤蔵祭に向けた研究あるいは発表等にもあらわれておりますけれども、そういうことで子供たちが参加するというのは植える木の数ではなくて、やっぱり将来に向けてそういう大事な過去の遺産を守り、そしてそのことによって私たちが豊かな自然の中で生活できるのだという大きな学習の機会でありまして、そして大人になっても大事にしていこうという、学習の面が多いのだと思います。高瀬小学校も途中から、あそこも菅野方面クロマツ林、先人の例もありますので、学校のほうで自発的に手を挙げていただいて、私たちも参加したいということで加わっていただきました。森の保存、クロマツに限らず里山、森林の保存ということは、東山にも例えば共存の森の構想等も今動いているわけですので、必ずしもクロマツということではなくて、子供たちにそういった森林なり森を大事にする、そのことは海ともつながっているのだというお話も一般質問等であったわけでございますけれども、子供たちの数で切った分を植えるということではなくて、学ぶということ、そしてその学びを大人になってもつなげていくという、そういう形では遊佐小学校で、蕨岡小学校で、吹浦小学校ではどういう形でそういう動きに参加できるのか、それは校長等と相談しながら考えていきたいと思っております。やはりこれは子供たちが植えるのではなくて、植えるのは切った分補充するのは大人の仕事だと思っておりますので、子供たちがどんな形でそこに加わっていけるかは研究させていただきた

いと思います。

委員長（那須良太君） 4番、土門勝子委員の質疑が終了いたしました。

川俣地域生活課長より答弁漏れがございますので、お願いいたします。

地域生活課長（川俣雄二君） それでは、先ほど佐藤委員から質問あった件で答弁漏れがありましたので、お答えをします。

平成26年度の工コチャレンジ事業で前期6、7、9の3カ月の前期の目標達成状況でございますけれども、高瀬小と吹浦小につきましては電気、水道両方とも達成をしております。蕨岡小、藤崎小、遊佐中につきましては水道のみの達成となっております。この基準となるのは平成24年度の数値を基準としておりまして、まずは今言った学校については前期このような達成状況でありますけれども、後期につきましても、今頑張ってくださいとお願いをしております、10月から12月までの3カ月分については、年明けまた評価をして報奨金等をお渡ししたいということでございます。ちなみに両方目標達成した場合は2万5,000円の報奨金、そしてどちらか一方の場合は1万円となっております。後期も同じく達成すればこのような報奨金を出したいと思いますし、先ほども言いましたけれども、児童会が主体的に行う省エネ活動、自分たちの頑張り、それについても町としては評価をしていくと。これを後期の段階で評価をして、それにつきましては、報奨金2万円という形で支出をすると、そういった形で事業実施をしております。

以上でございます。

委員長（那須良太君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 私からも質問をさせていただきます。

12ページ、5目の農地費、19節の負担金補助及び交付金、多面的機能支払交付金908万円についての説明をお願いします。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

このたび農地・水支払交付金から多面的機能支払交付金への制度の変更がございました。当初予算におきましては、旧農地・水の単価で予算をつけさせていただいております。その単価が田につきましては3,300円、それから畑につきましては2,100円という単価で当初予算を計上させていただいております。それが新制度の中では田が10アール3,000円の部分と、それから10アール1,500円の部分。それから、畑につきましては、10アール当たり2,000円の部分と10アール当たり900円の部分というふうに金額が改正になってございます。その差額分の金額、これが4地区の保全会がございまして、その田んぼ、畑の面積に掛けた金額、その町の負担分というのが4分の1でございまして、その4分の1の計算した金額が910万5,230円となりますけれども、当初予算との兼ね合いで908万円を補正させていただいたということがございます。

委員長（那須良太君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 田んぼの場合はこれ全部の田んぼ、大体2,000町歩ぐらい作付になっていると思うのですが、それに全部なのでしょうか。また、畑のほうは何を作付していれば該当になるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回お願いした多面的機能の向上活動につきましては、作付したものについて補助を出すという制度ではございませんので、この活動に参加していただいている面積ということでございます。地区は4地区でございます。蕨岡地区、それから遊佐地区、南西部地区、北部地区、4地区の保全会がございまして、これのそれぞれの田んぼ、あと取り組んでいる田んぼ。あと畑につきましては、蕨岡地区と遊佐地区のみが参加しているということでございます。ですので、それぞれの活動内容というのが草刈り、要するにその地区で取り組んでいる農道等の草刈り、それから水路の泥上げ、農道の砂利敷き、こういった活動をやっている協議会に出る補助金という内容になってございます。

委員長（那須良太君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 4地区の参加している面積というのはどのぐらいあるのかお伺いたします。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

蕨岡地区につきましては、田んぼが7万2,496アールでございます。畑が5,106アール。遊佐地区におきましては、田んぼが8万9,016アール、畑が1,489アール。南西部地区につきましては、田んぼのみでございまして6万9,449アール。北部地区につきましては、これも田んぼだけでございますけれども、6万8,150アールというような面積になってございます。

委員長（那須良太君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 蕨岡と遊佐地区の場合は畑も該当になるのだと。南西部は該当にならないのでしょうか、その辺はどうでしょうか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

これそれぞれの地区、協議会の中でそういったものに取り組むかどうかを話し合いをしていただきまして、蕨岡地区、遊佐地区については畑の部分の農家の方も参加していただいているということでございます。

委員長（那須良太君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 畑の場合と田んぼの場合、3,000円と1,500円に田んぼの場合分かれています、畑の場合は2,000円と900円、これ合計して支払うのか、その辺はどうなのでしょう。余りわかりづらいというか、もう一回説明をお願いします。今の多面的機能の交付金が反当どのぐらいやるのか、今までの予定ではなく、今支払うやつは幾らなのか、その辺を。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今現在支払っている総支払額ということでよろしいでしょうか。当初予算で見えておりました3,300万円のうち、単価3,300円で支給した金額、国費、県費あと町の市町村費、全部合わせて9,105万2,000円、これが要するに田んぼの分でございます。あと……

（「10アール当たり、俺が聞きたかったのは何ぼかと」の声あり）

産業課長（堀 修君） 当初の予算では10アール当たり田んぼにつきましては、3,300円の10アール当

たり単価でお支払いをしております。これまでずっと4月から活動をしていただいているわけですので、その実績に基づいて、ほぼ今の当初予算で計上していた予算については協議会のほうにお支払いをしているという段階でございます。

委員長（那須良太君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） これ個人の人たちへ交付するのではなく、4地区の協議会のほうへ交付するということなのでしょう。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

そのとおりでございます。中山間事業と違まして個人に入るお金ではなくて、あくまでも協議会に対しての支払いということになります。

11番（堀 満弥君） わかりました。終わります。

委員長（那須良太君） 11番、堀満弥委員の質疑は終了いたしました。

9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 隣に聞いたらしないというので、早期解散でも困るので、少し時間を潰させていただきます。

まず、最初に10ページの医療費についてお尋ねします。100万円の負担金補助及び交付金、ひとり親家庭等医療費補助金が今補正になっておりますけれども、この制度調べてみれば、ひとり親の親の分と子供の分の医療費を負担するという制度でございましたけれども、遊佐町の場合、所得制限があると思うのです、これを受け付けて受給する、発行証みたいなのをもらう場合です。その所得制限についてはどのようになっているのかを、まず第1点お尋ねいたします。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

まず、100万円の増額につきましては、ひとり親家庭の医療につきましての給付費が単純に増額したということで、今回100万円の補正をお願いしているところでございます。

それで今ご質問にありました制限の部分については、詳しい資料ちょっと頭に入っていないので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 当初のひとり親家庭医療給付金の予算は630万円ほどの予算になっていて、それにまた100万円の追加ということでした。ということは、ひとり親ですから離婚するか別れるか、別れると離婚同じですけども、そういう人がふえてきたと、予想より多かったということですよ。最近私も耳にするところによりますと、離婚する人がすごくことしは多かったなという話を聞いています。この前ある地域に行ったら、小学校、来年は10人入るのだよという話を聞いて、10人少ないなと思っていたところ、こういう離婚が何か事情はよく聞くことはできなかったけれども、3人減ったのだと。実は3人減るのだと。酒田のほうの学校に入るのだよという話でした。この場合もそういうことがどんどん最近ふえてきているものだから、医療費がひとつかさんできたのではないかなと思っておるのですけれども、課長の分析としてはこれふえた原因少しは考えていると思っておりますので、どのように捉えておりますか。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

まず、最初に医療費制度を利用される、こちらとして捉えております人数の移動でございますけれども、それほど移動は人数的には変わりございません。例えば昨年9月末、今年9月末ということで捉えさせてもらった人数、昨年9月末では245名なのです。今年9月末では237名と人数的には減っております。おおよそその人数の中で当初予算を組ませていただいているところでございます。今回人数の中で医療費が上回ってきて、そのための100万円の増額だということでございます。

申しわけございませんけれども、医療費のかかった内容につきましては、レセプト等について私まだ全然把握しておりませんので、後ほどお答え申し上げたいと思います。

ただ、もう一つ、人数今237名、今現在11月30日では236名という数字で捉えさせてもらっております。世帯数でいきますと110世帯、それからうち父子の場合は14世帯、母子の場合96世帯ということで捉えさせてもらっております。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 件数的にはほぼ同じであるけれども、医者にかかる回数が多くなったという、簡単に言えばそういうことですね。そういう分析であればわかりました。

それで要するに子供たちの分と親の分とがここに入るわけですね、18歳未満の児童。そうすると、町長の新しく中学校までの児童無料化と、この部分、中学校まではバックアップしているわけなのですが、これは重なるわけでしょう。もともとその場合は町のほうを使っているのか、これ中学校までの分はここに入っていないのか、どっちなのでしょう。どっちのほうで使っているのでしょうか、これは。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

いわゆる中学校までの医療費無料化の部分と、それからひとり親家庭の分の中学生がいるという状況の場合ということでございますけれども、そういうときはひとり親家庭の分が優先されることとなります。そういうことでそのほかのいわゆる医療支援は、子育て支援医療のほうでの対応ということになっております。まずダブリ、2つ同じ学年の中でそういうふうにはひとり親となれば、ひとり親家庭のこちらのほうのひとり親医療給付事業のほうを優先ということでございます。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） わかりました。こっこのほうの制度のほうを優先だということでしたが、この件についてはわかりました。

次に、14ページの災害対策費、委託料の1,400万円、それから15の工事請負費の三角の1,400万円、これは入れかえでという説明でしたけれども、実際防災センターのほう、今どういう状況で進んでいますか。

それとあわせて以前設計した設計委託料発生してもう払って済んでいるはずなのですが、あの金は捨て金になったのかどうか、その辺のことは総務課長ですか、お願いいたします。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えいたします。

委託料1,400万円のまず内訳からご説明を申し上げたいと思います。これについては当初については吹浦

防災センターの建築が始まった段階での監理委託料というような形で、当初予算に計上をさせていただいたということでありましたけれども、ご存じのとおり7月の14日に残念ながら落札にならなかったという事情があったわけでありまして、計上した額としてあったわけですが、委託料としての支出は今段階ではできないと、こういうことになったわけです。そしてまたもう一つ大きな経過がございまして、8月の末に津波の想定高が変わるという状況も受けまして、どうしても当初計画をしておいたものを計画変更せざるを得ないと、こういう状況にあったわけでありまして。この間、7月の14日以降の、落札にならなかった以降の設計の見直し作業、さらには8月の末に出されました津波想定高の変更に伴います計画変更、これの影響を受けまして、地元、県、国と頻りにまず打ち合わせ、あるいは協議というふうなことをさせていただいて、最終的に計画変更をさせていただくことで11月の1日に地元説明会をいたしまして、3階建てから2階建てへの変更ということにさせていただいたわけでありまして、それに伴ってさまざまな委託、設計に関する委託あるいは必要な作業が出てきたと、こういうことになるわけです。

そういうことを踏まえて、今般委託料という形で1,400万円作業で必要な部分の予算計上を工事費から組み替えをさせていただいて、予算計上をさせていただきましたが、その中身としては、まず実際動き始めているものとしては構造解体の設計監理の部分は、年度当初から始めなければならないということで始めたわけでありまして、あとはいわゆる落札にならなかったために、その後の地元との調整作業に対します経費、それから計画変更によりまして建てる場所の位置の変更、これは年度末に取得になりました隣接地がありましたけれども、そこも有効活用をしたいということで、少し土地全体のレイアウトを変えたいと、こういうことで建てる場所をちょっと移すということになりましたので、新たな隣接地、所有した部分についても地質調査をしなければならないという経費。それから、今度は工事直後に通常は入るという状況のようでありまして、家屋の傷み、つまり工事に伴います隣接する家屋の影響、そのための、なければ一番いいわけですが、仮に工事に入って例えば壁にひびが入ったとか、あるいはちょっと枠組みが違ったとかというようなことになりまして補償関係が出ますから、一定の隣接地の家屋の調査をするという作業、これは年度末に向けてしたいということでありまして。

そして今度は3階から2階建てというような計画変更に伴います修正の実施設計をとというようなことで、トータルで積算をしますと、修正実施設計のほうが大分ボリュームがあるのですが、1,400万円ほどの当初プラス不足分が生じるという計算の中で、今回工事費から組み替えをさせていただいて、委託料のほうの増額をお願いをしたというところでありまして。

経過につきましては、7月の落札にならなかった時点からずっと、9月議会の中でも少しご報告を申し上げましたけれども、予算に合わせた形での設計内容の変更で段階を踏んで地域の人方ともお話を申し上げて、これでいきたいというようなことでの一定のめどはついた段階で、8月の26日の国の報告課題の津波高の想定が変わったということで、今度は津波避難ビルという機能が果たしてこのままいけるのかどうかという課題が今度新たに持ち上がったということで、そこからまた今回の社会資本の交付金、都市防というところの交付金の対応、それから国にそういう計画変更が認められるのかどうかというような協議をすると同時に、地域のほうとも計画変更でのやりとりをさせていただいたということの中で、最終的に今般津波避難ビルということについては、県のほうで設置をしました検討会、平成27年度に浸水深、浸水域のシミュレーションをやると、こういうことの結果を待って津波対策はしなければならないのではないかと

と、こういう考え方の中で、まずは津波避難機能の部分は除きたいいわゆる防災初期対応の部分の防災センターという機能と、それから地域のまちづくりの活動拠点という2つの機能を持つ建物としての計画変更をさせていただいたというところであります。

以上であります。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員の質問に対し、本間健康福祉課長より答弁漏れがありましたので、答弁させていただきます。

本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 私のほうから先ほどの所得制限についてちょっと失念いたしまして、申しわけございません。

所得制限につきましては、対象児童等を扶養している者が所得税の非課税の場合が対象となっております。

それから、増額についての重立った理由ということでございますけれども、病名等はわかりませんが、受給している何人の方が高額な医療を数カ月わたって受診しているということが主な状況のようでした。

以上でございます。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 福祉課長、ありがとうございます。所得制限について非課税だということで、簡単に言えば税金払っていない人のことだろう。所得税がない、ゼロだと、方という解釈でよろしかったでしょうか。所得税が非課税ということは、所得税だよ、この場合受給資格のところに載っているのは所得税ですので、所得税が非課税ということは取得税がなし、ゼロだということの解釈でよろしいのか。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） それでよろしいかと思えます。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 一応数字で確かめました。

それでそのところの少し課税になっている人もひとり親でいるわけなのですけれども、若干の微妙な、グレーゾーンの場合ある。限りなくゼロに近い、課税されている方。そういう方に対しては、あときばつとそこで分けなければならないと思うのですけれども、その辺に対しては何割かとか、そういう県からの指導というのは、そういうのはありませんでしょうか。

それから、課税の中にひとり親ですから、養育費というのが入るのでしょうか、養育費、入るのです。それを何割見えていますか。養育費入って課税になっている場合あるのです。それは養育費というのはその辺はどのように、何割ぐらい見えていますか。別れると旦那さんからもらうでしょう、養育費、そのことです。それもらって所得あるわけです。答弁ちょっと容易でないなら、後でいいのです。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 申しわけありません。養育費がどれだけ入っているの課税、非課税ということかということでございますけれども、そこまではちょっと捉えておりません。ただ、基本的にひとり親家庭の医療費のものについては、親が当然就労していて、そしてまた非課税だという部分でございます。

ただし、特別な理由というのがありまして、親が就労困難な場合でも対象になるということもございまして。例えば傷病により長期間の在宅での安静が必要な場合とか、職業能力の開発向上のために職業訓練等に在籍している場合とか、そういうのは特別な理由という中に入りまして、それでひとり親の医療給付の対象にしているというようなことはございまして。

先ほどの場合はちょっと後で資料を調べてみたいと思いますので。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 大体全国的平均見ると8割見ていたようでしたので、遊佐町はどのくらいかなと思いましたが、質問をしております。

先ほどの総務課長に戻ります。総務課長の説明すごく丁寧にいただいたわけなのですが、私の聞いている各主要な話は前回の設計した場合、業者さんにお支払いした分、そして今回今度設計する分、同じ業者ですか。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 設計業者については同じ業者でございまして。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 大体そうするとやり直しというようなことになりますよね。そうした場合、前の設計料等は設計料、今のは今ので少しまけるとか、そういう話し合いというのはないのでしょうか。大体普通は若干そういうことになるのですけれども、これはこれ、これはこれと、第2ラウンドという割り切った関係なんでしょうか。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） まず当初の実施設計と、今回入ります実施設計、これについては全く別の契約というふうなことで現在考えております。平成25年度で最初の実施設計できて、お支払いも済んでおりますけれども、その後に発生をしたこういう事情でございまして、修正ということにはなりませんけれども、かなりの部分の設計内容について見直しをしなければならぬと。いわば最初からやり直すのと同じぐらいの作業がかかるということになります、設計の内容としては。そうしますので、新たなまた修正ということでの契約をさせていただくというような中身になります。

そしてその額については、一定国交省基準の中で積算をします額からいきますと、当初に実施設計をした額についてもそうなのですけれども、かなりの標準的な額からいきますと、高くなるのですけれども、そこは予算の範囲ということも含めて協議をさせていただきながら、見積もりもいただきながら、一定の水準の中で契約をさせていただいた経過がございまして。今回についても、補正を上げる際についても、そういう形で一定の作業量に見合うような部分について見積もり等もいただきながら、それを勘案をしながら補正をさせていただきたいと、これも正規な国交省基準等々の額でいきますと、この額ではおさまらないという状況も実はあるのですけれども、これまでの地域との話し合いの中で何を望んでいるのかというような地元の建物に対する要望等も十分知っておりますし、これまでのどこを直せばあるいは修正を加えなければならないのかということについても、従前の積み重ねがあるわけでありまして、そこら辺も勘案をいただきながら、しかしながら作業としてはそれなりの作業が出てくるということでございまして、一定の額が必要であると、こういう状況でございまして。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） そのとおりだと思います。県でも津波の情報はまた修正したということで大変な、莫大な損害を町でも受けていたということになります。これ県へかかってもしょうがないのですが。たまたまそういうふうになった。だから、最初からもともとあそこで防災センターの機能というのはクエスチョンマークだったです、3階建てでも。そういう話もあったのですが、今となっては仕方ないので、まずできるだけ、今度は防災センターではなくてまちづくりセンターだという機能で、できるだけそんなに高くない程度で、今までと違ってそういう見積もりでやってもらえればなと思います。この点についてはもっと言いたいところなのですが、この辺で終わりたいと思います。

それから、消防施設の18の防災車の購入費が450万円ほどになっておりまして、概要の説明と照らし合わせると450万円というのは、単に防災車の値段かなと、予算かなと見えましたけれども、概要のほうにはガレージとか車庫とかさまざまなっていたのですが、この辺のこの内訳はどうなっているのでしょうか。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） その前に、その前のほうの質問で補足をさせていただきたい部分が1点ございます。

まず、1つは吹浦地区防災センターという形で、社会資本総合整備交付金という交付金をお願いをしながら計画を立てたわけでありまして、ここの交付金事業については引き続き活用させていただくということで、都市防という中での交付金事業活用ということでありますから、防災機能といいますか、そういうものについては配備をしていく予定でございます。防災倉庫あるいは太陽光発電というようなことで。ただ、津波避難という部分については少しそのデータが今後変わるという状況がありますので、その機能だけはまた別扱いにさせていただきたいと、こういうことでございます。

12月4日、きのうでありますけれども、山形県の津波浸水想定、被害想定検討委員会というものが立ち上がりました。初回ということでありましたけれども、議会開催中でありましたので、私は議会のほうがありましたので、ここには担当のほうから代理で出席をいただいたところでありますけれども、きのうの常任委員会の中でも資料としてはお出しをさせていただいたわけでありまして、学識経験者、東北大学の災害科学国際研究所長教授、今村文彦さんを初めとする専門の方々、学識経験者4人と、それから行政関係からいきますと、地方気象台の台長、それから酒田市、鶴岡市、遊佐町の担当所管の課長あるいは危機管理監という職名になっておりますが、そういう中での委員会を立ち上げて津波のシミュレーションをしていくという予定でございまして、平成27年度、来年度の2月までに5回の委員会を開催をいたしまして、想定作業をしていくという予定で昨日初めての会合がスタートをしたと、こういう状況でございます。

これが先ほどの質問に対しての補足でございましたが、今お話のありました防災車の購入関係でございます。今うちのほうで防災関係で管理をしております車は赤い車と、軽のやつです。それから、白と黒の車、防災車と2台あるわけでありまして。そして今般購入をしたいということについては、白黒の部分の防災車ということ計画をしております。これは平成10年購入をいたしまして、走行距離12万キロということで来年度更新をしたいと、こういうふうにして振興計画のほうにはのせてありましたけれども、今般財政事情等々の状況も含め、前倒しという形で購入をしていきたいと、こういうことであります。

消防本部の指揮車、いわゆる火事があったりしたときに飛んできます指揮車がありますが、あれがランクルタイプというような感じの指揮車になるのですけれども、うちのほうの町でも機動力等々も勘案をする、それから一定の積載能力も必要になってくるかなというふうなことも考え合わせて、似たような、ちょっと具体的な車の会社と名前は上がっているのですけれども、少しそういうタイプのもの、雪道走行にも十分耐えられるような、機動力を発揮できるような車を想定をして購入をしたいと、こういうことが1点であります。

それから、あわせて車庫の整備をしたいと、こういうことであります。今町の公用車の車庫がありますが、あそこの脇に2台防災所管の車がとめてありますが、非常に管理としては余りよろしくない管理の仕方になってしまっておりまして、とりわけ雪の時期になりますと、いざ出動ということになりますと、まず屋根の雪のけから始めなければならぬと、こういうことも発生する場合がありますので、そういうことを極力なく速やかに出動できるような形にしたいということで、あそこにガレージタイプの車庫をつくりたいと、こういうふうにして思っています。そして下のほうを見ていただくとわかるのですけれども、あそこ砂利といいますか、土が出ておりますので、あの辺の土間の部分もきちんと整備をしまして、ガレージをあそこに設置をしたいと。あわせてのことではありますが、庁舎管理ということもありましたので、車庫の部分については総務費のほうに、財産管理費でしたか、向こうのほうに予算計上をしておりますが、用途としては防災関連の用途として考えているところであります。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 防災車についてはかなりの高額だったものですから、私はまた高級乗用車並みのクラウンでも買うのかなと思ったものですから、お尋ねをいたしました。

その下に負担金補助及び交付金の750万円の消火栓の移設についての補正があります。これは吹浦の簡水等の統合が大きいと思うのですが、消火栓も設置されてから古くなったものが大分あるやに見受けられます、町の中でも。先日の委員会でも吹浦のほうでもいつも消火栓から漏水していると、水が漏れているから見たほうがいいのではないかという話もありましたし、あちこちやはり今そういう古くなって更新している、新しいものに取りかえている途中だと思えます。それで今補正したのがやはりあちこち漏水して、もうパッキンとかでは補修できないというようなものだと思えますが、何本ぐらい、それでどの地区が多かったのか、その辺は伺いたいと思えます。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 今般負担金補助の部分で750万円消火栓関連の工事負担金ということで計上をさせていただきました。上水道、それから簡易水道関連維持管理の中で附属する消火栓の部分についてのふぐあいがあるということの中で、所管のほうで点検修理というふうなことでしていただいたわけでありまして。それを町の防災のほうからの負担金という形で出すと、こういうことになります。年に1回消防署のほうでは消火栓の点検をという形で入っていただいておりますけれども、あわせて実際維持管理の部分でありますと、こういうふうにしてふぐあいがわかるといいますか、出てくると、こういうことであります。

上水道の部分については9カ所ということで、今般の補正にかかわる部分については9カ所、それから簡易水道の部分については6カ所というようなことでございます。地区については非常にばらつきがござ

いまして、駅前1区、2区、平津、六日町ということで、どこそこに集中をしているというところではなくて、かなりの部分が全般的にといいますか、ふぐあいが出ているという部分がぼつぼつ出ていると、このことでもあります。それから、簡水の部分については吹浦地内というようなことでもあります。

主な状況からいきますと、放水口の傷みの部分があります。それから、なかなか回転不良というようなことで放水できないというような事例が出ておりますので、それを直すと、こういうのが主な内容理由ということになっておりまして、それから冬場の水利の部分心配される時期に入るわけでありましてけれども、そういった中できちんと修繕をしていくということが必要かと思えます。

なお、当初で予定をしておるよりも、こういう形で補正という形で出てしまうということもありますので、財源対応についても急遽というふうにしてもならない部分もありまして、一定年度の途中なりでそれぞれ所管の部分双方で計画的な位置の確認だとかも、そういう作業も財政をつける際には必要な作業かなというふうにして思っております。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 今9カ所と6カ所と、15カ所で割ると平均50万円、1本大体50万円かかるのだ、今見たら。この消火栓のところ、きのう登壇して委員長が申しておった話なのですが、あける人は火事になった場合、勝手に誰でもあけていいのか。消防団員でなければあけて悪かったのですか。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 勝手にと言うと非常に誤解を受ける表現でありますので、ちょっと分けて考えなければならないと思うのですが、ふだんの場合についてはそれは勝手にあけていただいても非常に困るわけでありまして。当然災害のための設備でありますから、その段になれば近くにいらっしゃる消防団員が当然率先してあけていただくと、こういうことになると思えます。消火対応という形ではそういう形で動くということになります。さればその人がいなければあけられないということになれば、それは災害の対応にはならないわけでありまして、知識のある方なり技術のある方、かつての経験ある方ということであれば、それは消火活動に利用していただくということになろうかと思えます。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） つまり非常時の場合は消防団員でなくてもあけて消火してくださいという解釈です。そのときにきのう那須委員長が申していました。力なくて、ここハンドル短くて、トルクというか、物理でいうとトルクです。トルクが足りなくて回せないと、さびてきて。新しいの、今新設するのはぱんと回ります、滑らかだから。それがちょっと長年使わないでいるとさびています。回らないらしいのです。ですから、そのこのところの時々保守点検もしくはこの棒を長くすれば回るわけ。那須委員長が長くしてほしいというような話でしたので、古くなったところが特にあきにくいというので、消防団の若い人だったらむりむりとあけると思うのですけれども、ちょっと消防団がない非常時のときに老人がやる場合、あかないということがあったそうなので、その辺の対応を少し考えてもらいたいと思います。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 火事とかという部分については、いつ起きるかわからないわけでありまして、消防団が必ず地域にいる時期にそういうことが発生をするということには限らないわけで、例えば日中で

あれば、今の消防団の状況からいけばお勤めの方が多いという場合も考えられる。そうしたときに地域での自主防災という部分が非常に大事になるかというふうにして思います。そのときに機材の不備あるいは使い勝手の部分でなかなか速やかに活動に入れられないということであると、やっぱり困る部分があるかと思えます。先ほど申しましたとおり、点検については消防分署のほうでの年に1回という形ではありますが、点検をいただいているということではありますけれども、その点検活動とさらに使い勝手といいますか、その辺改善をする必要があるということであれば、そこを確認をしながら対応していきたいと思っております。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

（何事が声あり）

9番（土門治明君） ルールにのっとって終わりたいと思います。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員に対する本間健康福祉課長から答弁漏れがありましたので、答弁させます。

本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 先ほど養育費の部分でご質問ございました。

ひとり親家庭医療費制度のQ&Aでございますけれども、養育費の取り扱いについては離婚した父から養育費の仕送りを受けている場合は対象となるというQ&Aでございます。養育費のみで生計を維持している場合は対象とならないということでございますが、いわゆるこの場合母子家庭とします。親が就労等により一定の収入を得て、それにより生計を維持しておる場合、所得税が非課税であれば対象としますというようなことでございます。あくまでもその世帯が生計はどこで維持しているかということも一つの判断になるというようなことでございます。

以上でございます。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員、よろしいですか。

9番（土門治明君） はい。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員の質疑は終了いたしました。

他に。

（「なし」の声あり）

委員長（那須良太君） なしという声がございまして、これをもって質疑は終了いたしました。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（那須良太君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第75号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、議第76号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第77号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第78号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第79号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第80号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第81号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第82号 平成26年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）について、こ

れを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(那須良太君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後2時56分)

休 憩

委員長(那須良太君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時30分)

委員長(那須良太君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤源市君) 報告書案文を朗読。

委員長(那須良太君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(那須良太君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後3時33分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成26年12月5日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会委員長 那 須 良 太